### 平成25年第2回定例会

# 一宮町議会会議録

平成25年6月18日 開会

平成25年6月18日 閉会

## 一宮町議会

### 平成25年第2回一宮町議会定例会会議録目次

#### 第 1 号 (6月18日)

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
町長の行政報告	4
請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
一般質問	19
藤 乗 一 由 君	19
鵜野澤 一 夫 君·······	27
志 田 延 子 君	33
袴 田 忍 君··································	38
鶴 岡 巖 君	14
秋 場 博 敏 君	54
報告第1号の上程、説明、質疑	34
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
議案第3号の上程 説明 質疑 討論 採決	30

議案第4号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	•70
議案第5号の上程、	説明、	質疑、	採決…		•73
諮問第1号の上程、	説明、	質疑、	採決…		•75
日程の追加					•76
発議第1号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	•76
発議第2号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	•78
発議第3号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	• 79
閉会の宣告					.80
署名議員					·81

### 第2回定例町議会(第1号)

6月18日 (火)

# 平成25年第2回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成25年6月18日招集の第2回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1	番	鵜	沢	清	永	2番	鵜	沢	_	男
3	番	小	安	博	之	4番	藤	乗	_	由
5	番	袴	田		忍	6番	鵜 野	澤	_	夫
7	番	吉	野	繁	徳	8番	志	田	延	子
9	番	髙	梨	邦	俊	10番	室	Ш	常	夫
1 1	番	島	﨑	保	幸	12番	秦		重	悦
1 3	番	中	村	新一	郎	14番	秋	場	博	敏
1 5	番	鶴	岡		巖	16番	森		佐	衛

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町	長	玉	JII	孫-	一郎	副	田	Ţ	長	芝	﨑		登
教 育	長	町	田	義	昭	総	務	課	長	峰	島		清
まちづく 推 進 課	り 長	岡	本	和	之	税	務	課	長	渡	邉	幸	男
住 民 課	長	牧	野	_	弥	福祉	业健	康謂	長	高	師	_	雄
都市環境訓	果長	小	関	義	明	産	業観	光調	長	小	柳	_	郎
保育所	長	井	上	高	子	会	計管	9 理	者	森	田	明	美
教 育 課	長	田	邉	勝	美								

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡 昇 書 記 小林久美子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 諸般の報告

日程第四 町長の行政報告

日程第五 請願第1号 TPP交渉参加に関する意見書の提出を求める請願

日程第六 請願第2号 「義務教育費国費負担制度の堅持に関する意見書」採択に関す

る請願書

日程第七 請願第3号 「国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書」採択

に関する請願書

日程第八 一般質問

日程第九 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

日程第十 議案第1号 一宮町子ども・子育て会議条例の制定について

日程第十一 議案第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例につ

いて

日程第十二 議案第3号 一宮小学校屋内運動場耐震改修工事契約について

日程第十三 議案第4号 平成25年度一宮町一般会計補正予算(第2次)議定について

日程第十四 議案第5号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1

次)議定について

日程第十五 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程の追加

日程第十六 発議第1号 TPP交渉参加に関する意見書

日程第十七 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

日程第十八 発議第3号 国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書

\_\_\_\_\_

#### 開会 午前 9時00分

#### ◎開会の宣告

○議長(森 佐衛君) 皆さん、おはようございます。

梅雨に入り、蒸し暑い日が続いている中、本定例会にご参集賜り、まことにご苦労さまで ございます。

なお、本定例会からクールビズ期間中は、地球温暖化対策と節電対策を目的に、町のキャラクター「一宮いっちゃん」のポロシャツを着用して、議会を開催いたします。

ただいまから平成25年第2回一宮町議会定例会を開会します。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎開議の宣告

○議長(森 佐衛君) ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_

#### ◎議会運営委員会委員長の報告

○議長(森 佐衛君) 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営につきまして 発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、13番、中村新一郎君、お願いします。

○議会運営委員長(中村新一郎君) 会期につきまして、議会運営委員会から報告いたします。 平成25年第2回一宮町議会定例会に提案されましたものは、町長の行政報告を初めとし、 請願3件、繰越明許費繰越計算書の報告1件、条例の制定1件、条例の一部改正1件、一宮 小学校体育館の耐震改修工事契約1件、それから一般会計並びに国民健康保険事業特別会計 の補正予算2件、人権擁護委員の推薦1件であります。また、一般質問は6名の議員から提 出されております。

以上を勘案いたしまして、会期につきましては、本日1日としたいと思います。 以上で報告を終わります。

○議長(森 佐衛君) どうもご苦労さまでございました。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎議事日程の報告

○議長(森 佐衛君) 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してございます。 これをもってご了承願います。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(森 佐衛君) これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において指名いたします。 9番、髙梨邦俊君、10番、室川常夫君、以上両名にお願いいたします。

\_\_\_\_\_\_

#### ◎会期の決定

○議長(森 佐衛君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

\_\_\_\_\_

#### ◎諸般の報告

○議長(森 佐衛君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、定例監査報告書、議会推薦一宮町農業委員会委員から会議概要報告書の提出がありました。

別紙「諸般の報告」一覧表のとおり、資料を皆様のお手元に配付いたしております。 これをもってご了承願います。

\_\_\_\_\_

#### ◎町長の行政報告

○議長(森 佐衛君) 日程第4、町長の行政報告を伺います。

玉川町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これ を許します。

町長、玉川孫一郎君、お願いいたします。

○町長(玉川孫一郎君) 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成25年第2回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともご多用にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

最初に、平成24年度の予算執行についてでございますが、5月31日をもちまして全ての出 納閉鎖をいたしましたので、その決算の見込みについてお話し申し上げます。

一般会計は、歳入41億8,778万1,000円、歳出は39億4,256万2,000円、繰越額は2億4,521万9,000円であります。また、国民健康保険事業ほか3つの特別会計は、合計で歳入25億9,926万2,000円、歳出25億3,151万8,000円、繰越額は6,774万4,000円となりました。

次回定例会に決算書をもってご承認を賜りますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、防災関係ですが、昨年6月補正により議決いただきました、一宮町地域防災計画策 定業務委託でございますが、継続事業として現在作業を進めているところでございます。こ れまで地域防災カルテに必要な資料や各種マップ作成に必要なデータ等の提供を行っており ます。

それらの資料をもとに、先月11日、区長や自主防災会会長など26人を対象としまして、防 災ワークショップを行いました。このワークショップは、地元に詳しい皆さんが、実際に地 域を歩いて危険な箇所がないか、新しい避難場所や避難路はないかなどを確認していただき、 集めた情報を皆さん方で話し合い、防災意識の高揚や地元住民の共有情報として活用してま いります。

町では、今後の避難訓練や避難所の見直しなどの参考にしてまいりたいと思っております。 今後は、関係機関とのヒアリングを行い、ことしの秋ごろには素案ができる予定でございます。

次に、国家公務員の給与削減に伴う職員給与の減額についてでございますが、国は国家公務員給与7.8%削減後の臨時的な数値を基準として、ラスパイレス指数が100を超える市町村に給与の削減を要請してきております。地方交付税の算定においては、市町村がこの削減要請に応じたものとして、職員給与費分を削減しております。その一方で、過去の人件費抑制などの努力をしてきた市町村には、交付税を加算できる仕組みとして、地域の元気づくり事業費を新設いたしました。

一宮町では、これまで厳しい財政状況を踏まえ、さまざまな行政改革に取り組むと同時に、 職員数の抑制にも努めてまいりましたので、減額される交付税及び加算される交付税の差し 引き額は、ほとんどの他の市町村がマイナスとなる中、一宮町はプラスとなる見込みであり ます。このような状況を踏まえ、町といたしましては、これまでの人件費の削減努力、過去のラスパイレス指数が低い水準であったこと、交付税額に影響がないことなどの理由から、 給与の減額は実施しないことといたしましたので、ご理解いただきたくよろしくお願い申し上げます。

次に、節電対策でございますが、昨年度に引き続きクールビズに取り組んでまいります。 本年度についても、ポロシャツやアロハシャツの着用も可能とし、徹底した節電対策に取り 組んでまいりますので、議会を初め住民の皆様方のご理解とご協力をいただきますようお願 いいたします。

次に、平成25年度の「まちづくり町民提案事業」は、4月18日に審査会を行いました。今年度は、活動2年目となる子育てサポート(あずかりあいスマイルタウン)、一宮町の郷土祭り盛り上げプロジェクトに加え、海辺の自然環境を生かし、人と自然がつながるきっかけをつくる新たな事業の提案があり、計3団体の事業が採択をされました。

また、課題提示型「道の駅実証実験」については、町内30代の若手農家が中心となった、 渚のファーマーズマーケット運営委員会が、地産地消や都市と農村の交流を目的に、昨年度 に引き続き国民宿舎跡地の一宮海岸広場で、7月14日から8月25日までの毎週日曜日に、ファーマーズマーケットを開催いたします。

町民の皆様方の知恵や工夫で、活気あふれるまちづくりが推進されることを期待しております。

次に、株式会社大塚商会相談役名誉会長、大塚実氏から、4月26日に、釣ケ崎海岸広場の生け垣と3,000万円の寄附金をいただきました。大塚名誉会長からのご寄附は、昨年と合わせまして総額1億円となりました。この寄附金の使い道につきましては、大塚実海と緑の基金として、海岸線の自然保護に関する活動や一宮海岸広場、釣ヶ崎海岸広場の整備などに有効使用させていただく予定でございます。

次に、新庁舎建設事業につきましては、平成26年3月の完成を目指し、この7月から本格的な工事を開始してまいります。新庁舎建設期間中も現在の庁舎及び保健センターの窓口は従来どおり業務を継続いたしますが、西庁舎の解体に伴いまして都市環境課は保健センター3階に事務所を移転しております。建設工事期間中は町民の皆さん方にご不便をおかけすることもあると思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、5月末における平成24年度の決算見込みの状況を見ますと、医療費については、インフルエンザ等の流行により前年比約4.9%の

増となりました。繰越金は、4,200万円程度が見込まれておりますが、国・県・支払い基金などの翌年度の精算や昨今の景気の低迷、失業など、今後も国保財政は大変厳しい運営状況が続くものと思われます。

国民健康保険税につきましては、できる限り被保険者の皆様方の税負担を抑えるため、財政調整基金積立金を取り崩しながら税率を平成21年度から3年連続の引き下げをし、平成24年度はこれを据え置き、長生郡市内でも税率が一番低い町として努力してまいりました。しかし、医療費の増加に伴い、今年度中に基金も底をつくと見込まれ、現在の保険税率では健全な国保運営が図れない状況となり、やむを得ず税率を引き上げざるを得なくなりました。国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正を上程いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

また、今月の10日から21日にかけまして、40歳以上の国民健康保険加入者と75歳以上の後期高齢者医療保険加入者を対象に特定健診を保健センターで実施いたしました。昨年から検査項目の一つとして実施している腎臓の機能低下をチェックする血清クレアチニン検査は、腎臓病の予防と透析患者の増加を食い止めるためにも大変有効な検査であり、生活習慣病予備軍として診断された方は保健指導を行うなどして、生活習慣病の予防と早期発見で町民の健康と医療費の削減に努めてまいります。

次に、福祉関係ですが、子ども・子育て支援法に基づき、市町村がこの法律の施行に関する重要事項を調査し審議する附属機関として、今回、一宮町子ども・子育て会議条例の制定を上程いたします。この会議で、27年度からの事業計画策定のため、ニーズ調査の実施、保育所の移設や子育て支援に関する検討を進めてまいります。

次に、健康関係ですが、風疹の流行により、特に重篤な影響を及ぼす可能性のある妊婦への感染を防止するため、5月臨時補正予算でワクチン接種の助成費用を計上いたしました。 対象者は、20歳から49歳までの妊娠を希望する女性と妊婦の夫で、広報、防災無線、ホームページ等により接種を呼びかけているところでございます。

子ども医療費の助成については、現在中学校3年生までの入院・通院を助成しておりますが、8月1日から高校1年生までこれを拡大し、高校生等医療費助成制度としてさらなる子育て支援を図ってまいります。茂原市長生郡医師会にも承認を得たところでございまして、償還払いにより助成をいたします。

介護保険事業ですが、新規の紙おむつ支給事業を実施し、給付要件に該当すると思われる 人には事前に通知をいたしました。これからも周知を行うとともに、新規及び更新申請によ る認定結果に基づき、新たに該当すると思われる人には事業の案内をしてまいります。現在、申請済みの人は20人です。また、事業の内容や該当になる基準などの問い合わせにも応じております。

次に、介護予防事業として、県補助事業の介護度重度化防止対策事業を実施し、地区の集会場など身近な施設に出張して、介護予防教室を開いております。これまでに3団体の申し込みがあり、51人の参加がございました。これからも多くの方が気軽に参加でき、効果的な介護予防ができるよう進めてまいります。

ほかに、介護予防は若いうちからということで、40歳以上の人を対象に、ミックストレーニング教室も新たに開設しました。また、65歳以上で要介護認定を受けていない人を対象に、生活機能の状況を調査するアンケートを7月1日に郵送いたします。このアンケート結果から、介護予防が必要な人を把握して、介護認定の状態にできるだけならないよう指導を行ってまいりますので、アンケートへのご協力をお願いいたします。

次に、保育関係ですが、4月の入所児童は公立保育所320人、私立保育園74人、館外保育 児童7人でございます。原保育所の駐車場については、送迎時道路混雑を緩和するために、 道路に面した庭の一部に10台分の駐車場を7月中旬までに設置いたします。

次に、農業関係ですが、市民農園が6月1日開園いたしました。一宮川沿いの心和む眺めのよい場所でございますが、まだあきがありますので、今後ともパンフレットの配布など啓発活動に努め、利用の促進を図ってまいります。お子さんを初め、ご家族で農作物をつくる喜びを味わってみたいと興味のある方は、ぜひ産業観光課までご連絡ください。

次に、水稲ですが、水稲病害虫を防ぐため、農家組合が中心となってラジコンへリコプターによる水稲農薬散布を7月13日に綱田地区で、また7月16日に役場の東側から東浪見の釣地区の区域で、合わせて約181.3~クタールを実施いたします。関係機関及び住民の皆様方のご協力をお願いいたします。

また、米の関係については、これまで行ってきた農業者戸別所得補償制度が今年度から経営所得安定対策という名前に変わりました。原則として前の制度の枠組みが維持されておりますが、農家の皆様のご理解と制度の推進に向け、稲作農家全戸にパンフレットを配布し啓発に努めております。さらに、農家から提出された水稲の生産計画書から、制度が適用可能な方につきましては個別に説明し申請を促しております。この制度の申し込み締め切りは6月末でございますので、一宮町地域農業再生協議会のもと、農家にとって有益となる制度の活用を指導してまいりたいと考えております。

次に、施設園芸ですが、農業施設の改修や新設を支援する「輝け!ちばの園芸」事業は、 先般臨時議会でご承認いただきました、生産力強化支援型が1人ふえ、リフォーム支援型と 合わせ6人となりました。町の主要農産物であるトマトの増産に大きく寄与するものであり、 大いに期待するものでございます。

次に、商工関係ですが、町を盛り上げ活性化させるため、ことしは圏央道開通を活用した プロモーションの展開や創意工夫を凝らしたイベントを実施してまいります。

既に5月24日から26日まで、第31回全日本級別サーフィン選手権大会が、森田知事をお迎えして釣ヶ崎海岸で開催されたほか、5月30日から6月2日にも、同じ会場でクイックシルバーオープンジャパン2013サーフィン世界大会といった大きな大会が、2週間連続当町で開催され、双方合わせて6,100人の集客があり、釣ヶ崎海岸は大いに盛況でございました。

特に、このクイックシルバーオープンジャパンは、当日インターネットで生中継で全世界 に放送されました。

次に、海水浴関係でございますが、ことしの海開きは、7月13日土曜日に実施いたします。 ことしは宝探しにかわるイベントとして、中学生以下を対象としたハマグリ拾い等を行うイベントを「南九十九里ハマグリ祭り」と題しましてこれを実施し、海水浴客の集客や千葉ブランド水産物のPRに努めてまいります。

また、試行的な施策として、7月13日土曜日から一宮海岸と釣ヶ崎海岸で有料駐車場を開設いたします。駐車場の料金を協力金として、トイレやシャワーや駐車場の舗装等を整備する資金に充てる目的で行うもので、町民の方々は無料とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

次に、8月3日開催予定の納涼花火大会に向け、5月27日から観光協会の理事さんたちや職員で、昨年以上の寄附金を目標に、連日増額のための交渉や新たな協力先の開拓に努めていただいており、ことしも一宮海岸を彩るすばらしい花火大会を期待しております。

また、4年目を迎える灯籠流しは、ことしも昨年同様8月16日に一宮川河口のかもめ橋付近で予定しており、昨年同様の1,000灯以上の灯籠を流すことを目標に努めてまいりますので、夏の終わりの風物詩として花火大会同様ぜひ足を運んでいただきたいと思います。

本年度も、夏季観光期間中は、警察や消防及び関係機関との連絡を密にいたしまして、事故防止に万全を期してまいります。

次に、町道の工事関係ですが、通常行っておる新設改良工事、維持補修工事につきましては、4月30日に本年度1回目の入札を、5月17日には第2回の入札を行いました。今後も緊

急性や優先順位に配慮しながら地域住民の要望に沿った予算執行に努めてまいります。

また、昨年から着手しました町道1-7号線、通称、天道跨線橋通りの改良事業は、不動産鑑定を実施し、これから用地買収を行ってまいります。

昨年の国の補正予算計上に伴う繰越事業については、町道1-10号線、通称下ノ原通りの 測量業務と設計業務を発注いたしました。

次に、交通安全対策関係ですが、役場西側の信号機の設置に向け、県警本部交通規制課、 茂原警察及び長生土木事務所と現場で協議を行ったところです。今後も設置に向け努力して まいります。

次に、津波対策ですが、北部林業事務所が保安林内の土塁の整備に着手いたしました。また、土塁の開口部の処理につきましては、現在、国・県で協議、調整中であるとのことです。 また、一宮川の津波対策につきましては、中の橋から下流についての堤防のかさ上げの案が示されております。

次に、長生グリーンラインにつきましては、圏央道開通に合わせ、庁舎前に懸垂幕を設置 し、広く住民に長生グリーンラインをアピールすることにより、町全体で早期完成に向けた 機運を高め、今後も事業の推進を強く要望してまいります。

次に、環境関係ですが、5月26日の日曜日、ごみのないきれな町をつくるために、道路、 歩道等の公共の場所に散乱した空き缶、空き瓶、紙くず等の一斉清掃を行うゴミゼロ運動を 実施しました。町内全域では2,531人の参加をいただき、1.7トンのごみを回収し、ごみは昨 年より若干減少しました。

町全域のごみの収集及び処理の実績は、前年度と比べほぼ横ばい状態であることから、今後もごみの減量化の啓蒙を図ってまいります。

また、不法投棄の件数は、年々減少傾向にありますが、いまだに行われているのが現状です。そのため、県との合同パトロールや不法投棄監視員及び関係機関と連携し、不法投棄の防止に努めてまいります。

次に、放射能の汚染問題ですが、引き続き空間放射線量の測定、農産物、海水浴場の海水、 小中学校及び保育所の給食食材の放射性物質の検査を実施しており、結果は不検出か基準以 下となっていることから、町民の皆様方への健康への影響はないものと判断しております。

次に、東浪見土地区画整理事業につきましては、事業期間を1年延長し事業を進めておりますが、現在の役員の任期が7月6日までとなっていることから、6月末に総会を開催し、新たな役員を選任することとなります。

また、賦課金の未納者に対しては法的な処理手続に入っており、この結果が秋には確定する見込みで、この処理手続が終わりますと、解散への課題であった賦課金の徴収義務が終了となることから、この結果をもって解散申請手続を行う予定です。

次に、都市計画関係では、本年度に策定委員会を設置し、都市計画マスタープランの本格的な検討を進めてまいります。

次に、学校教育関係ですが、平成25年度の小中学校の入学児童生徒は、東浪見小学校21 人、一宮小学校68人、一宮中学校101人でございました。これにより、5月1日現在の児童 生徒は、東浪見小学校117人、一宮小学校513人、一宮中学校318人となります。

なお、児童生徒数の昨年度との比較では、東浪見小学校は1人ふえ、一宮小学校は15人減り、一宮中学校は6人減、3校合わせると20人の減となっております。

また、一宮小学校屋内運動場耐震改修工事ですが、片岡工業株式会社と6日に仮契約をしており、本定例会で契約案件として上程しておりますので、よろしくお願いいたします。工事は来年2月末に完成する予定であり、児童の安全を十分に確保することはもとより、授業等に支障が出ることのないよう万全を期してまいります。

次に、社会教育関係ですが、5月に公民館教室の受講生を公募したところ、多くの町民の 方から応募をいただき、4つの教室69人により順次講座をスタートしております。このほか に44団体の自主サークルが、公民館等において交流を図りながら生涯学習活動に取り組んで おります。

また、総合文化祭については、芸能と音楽を楽しむ会が10月27日、文化祭は11月2日と11月3日の2日間、開催する予定となっております。

終わりに、この定例会に、報告1件、条例の制定1件、条例の一部改正1件、工事契約1件、補正予算2件、諮問案1件を提案いたしました。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で、私の行政報告を終わります。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。 以上で、町長の行政報告を終わります。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第5、請願第1号 「TPP交渉参加に関する意見書の提出を求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに 決しました。

提案理由の説明を求めます。

紹介議員、14番、・場博敏君。

○14番(秋場博敏君) 14番、秋場博敏です。

それでは、TPP交渉参加に関する意見書の提出を求める請願について、説明をしたいと 思います。

まず、紹介議員に至る経過でございますけれども、当議会は、以前、JA長生提出のTPP参加反対の請願を全会一致で可決し、意見書を政府関係機関に提出した経緯がございます。また、直近の総選挙でも、当選した議員の66%はTPP反対を公約に掲げ、174名が農協グループの政治団体である全国農政連とTPP反対の確約書を交わし、推薦を受けて当選をしている状況です。この中には、閣僚16名中、安倍首相を初め11名が含まれております。

しかし、安倍首相は、3月15日にTPP交渉への参加を表明し、4月12日には日米間の事前協議が合意されたところであります。

私は、総選挙後、4月3日にJA長生の宮澤組合長とTPP問題で懇談をしてまいりました。この中では、JAとしてはTPP参加断固反対に変わりはない、こういうことを述べておられました。ちなみに影響調査等も千葉県は行っておりますけれども、一宮町の米の生産量、平成23年度の農業統計の資料によりますと、一宮町の米の生産量1,760トン、これは俵数に換算しますと2万9,300俵、県の示す影響額、これは半減でありますから、農協の経済センターの所長に1俵の値段伺いましたが、1万7,000円ということで、2億4,900万円の減少の指数が出てまいります。

また、量でも県の評価は32%の減ということですので、これは9,300俵の減少、こういうことになって、地域や農村が崩壊してしまうような大変な影響を受ける、こういうことが予想されます。

政府は、TPPについての情報公開と国民合意のないままTPPに参加することはやめるべきであり、この声を再度表明することが必要であると考え、この紹介議員として名前を出したわけでございます。

以下、文面はお手元にありますとおりでございますので、ひとつご審議の上、引き続き可 決して請願を関係省庁に送っていただけるようにお願いいたします。

以上です。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

中村議員、どうぞ。

○13番(中村新一郎君) 13番、中村です。

この文面がちょっと私勉強不足でわからないんですけれども、教えてもらいたいんですが、 この中で出てくるTPPのアウトラインというのはどういうことなのか。

それとあと、重要5品目と、それとあとよく6項目とかよく言われていますけれども、この6項目は何なのか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○議長(森 佐衛君) お答え願います。

秋場議員、どうぞ。

○14番(秋場博敏君) 一番最初のアウトライン、これはその後に書いてある高い水準の協定を達成する、いわゆる例外なき関税撤廃、聖域なき関税撤廃、これがこのアウトラインで一番最初に言われていたことなんです。ですから、交渉の中でいろんなことを例外にするようなことが言われておりましたけれども、これはそういう事情はあるということをアメリカは認めるということを言っておりますけれども、そういうことが認識されるということだけであって、それを除くということは明記されていないということで、このアウトラインが引き続き生きる、そういうふうになっている関係でございます。

それから、5品目、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、それから甘味資源作物、この5品目で ございます。

あと、この6項目ということ、これ自民党が関税撤廃など、要するに必要なものについては例外を設けるということで、そういうことが守られない限りTPPには参加しない、こういう公約を総選挙でうたったわけであります。各地のポスターなどでもTPP断固反対、うそをつかない自民党ということで表明して、だからそういう点で言うと、ちょっと今の交渉段階と矛盾するんじゃないかって気はいたしますけれども、そういうような経過で皆さん当選されてこられたということであります。

- ○議長(森 佐衛君) 中村議員、よろしいですか。どうぞ。
- ○13番(中村新一郎君) もう一点だけ。
- ○議長(森 佐衛君) はい、どうぞ。
- ○13番(中村新一郎君) 中ほどに、TPPはほかにも医療や食の安全云々と書いて、IS D条項とありますけれども、この ISD条項とはどういったことなんですかね。それをお聞 きしたいと思います。
- ○議長(森 佐衛君) 秋場議員どうぞ。
- ○14番(秋場博敏君) ありがとうございます。

このISD条項というのは、やっぱりこれも大変重要な問題で、これは関税を撤廃するというだけの協定じゃないということで、投資家国家間の紛争処理というふうに、何か日本語訳だとなるそうなんですけれども、ISDというのは、何か英語の頭文字をとった条項ということで、どういうことかといいますと、世界銀行の下に置かれている国際投資紛争仲介センターというところがあって、ある企業が相手国の制度のせいでもうけが阻害される、こういった状況が出てきた場合に、その相手国政府を訴えることができるという制度で、訴える場所は国際投資紛争仲介センターというところで、訴えて損害賠償を請求すると。

例えば、アメリカの企業が日本の保険参入や何か来た場合に、日本の政府が例えば共済とかいろんな優遇をして、なかなか参入がしづらいというときに、その日本政府を相手取って、どうも自分たちのもうけが阻害されるんで、その仕組みを見直せということで訴えるわけですね。そうすると、大体国家のほうが負けると、そういうことで、そういう制度が一緒に導入されるということが ISD条項。

これはカナダでもう既に例があったということで、やはり訴えられた国は負けております。 そうすると、膨大な賠償金を払う、そういうような仕組みで、これはだから関税をゼロにす るという以外の自由貿易といいますか、結局弱肉強食が激しくなる、そういうふうな内容で ございます。

○議長(森 佐衛君) 中村議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第5、請願第1号 TPP交渉参加に関する意見書の提出を求める請願を 採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 佐衛君) 全員起立。よって、本請願は採択することに決しました。

\_\_\_\_\_

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第6、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに 決しました。

提案理由の説明を求めます。

紹介議員、6番、鵜野澤一夫君、お願いします。

○6番(鵜野澤一夫君) 6番、鵜野澤一夫です。

それでは、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

住所は、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、小比類巻勲。

紹介議員、一宮町議会議員、鵜野澤一夫。

一宮町議会議長、森 佐衛様。

請願事項ですが、平成26年度予算編成にあたり、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろより学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感 謝申し上げます。 義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

国において、平成23 (2011) 年度に小学校1年生の35人以下学級が実現しました。平成24 (2012) 年度は、新たに小学校2年生の35人以下学級編制が可能となり、各都道府県においても、学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、自治体によっては「40人学級」や「教職員定数」が維持されないことが危惧されます。義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上です。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第6、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採 択に関する請願書を採決いたします。 お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 佐衛君) 起立全員。よって、本請願は採択することに決しました。

\_\_\_\_\_

◎請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第7、請願第3号 「国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。本請願については、会議規則第90条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略することに 決しました。

提案理由の説明を求めます。

紹介議員、6番、鵜野澤一夫君、どうぞ。

○6番(鵜野澤一夫君) 6番、鵜野澤一夫です。

それでは、「国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書で ございます。

住所は、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、小比類巻勲。

紹介議員、一宮町議会議員、鵜野澤一夫。

一宮町議会議長、森 佐衛様。

請願事項。

平成26 (2014) 年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

貴議会におかれましては、日ごろから学校教育への深いご理解とご配慮をいただき深く感 謝申し上げます。 さて、教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりをとりまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、東日本大震災原子力発電所の事故からの復興は未だ厳しい状況の中にあるといわざるをえません。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成26 (2014) 年度に向けての予算の充実をはたらきかけていただきたいと考えます。

- 1、震災からの復興教育支援事業の拡充を十分にはかること
- 2、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期 に策定・実現すること
  - 3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
  - 4、現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
  - 5、保護者の教育費負担を軽減するために現行高校授業料実質無償化制度を堅持すること なお、この5番が新しい項目で今回載っておりますが、ちょっと補足いたします。

この高校授業料実質無償化制度というのは、実際に正式に行われた年月日は平成22年4月 1日より実施されております。政権交代されたことしにおいても実施しております。今回、 平成26年度以降も堅持するということで、この項目が追加されました。

なお、国公立、私立の全日制・定時制高校のこの補助の金額はまちまちでありますが、国から地方への補助金が交付されております。ということで、新しくこの5番の項目が記載されております。

- 6、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- 7、危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充 実すること
- 8、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決される ものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関

係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。 以上です。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第7、請願第3号 「国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本請願に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 佐衛君) 起立全員。よって、本請願は採択することに決しました。

#### ◎一般質問

- ○議長(森 佐衛君) 日程第8、一般質問を行います。
  - 一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許しま す。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題については2回を超えることはできません ので、念のため申し添えます。

#### ◇ 藤 乗 一 由 君

- ○議長(森 佐衛君) それでは、通告順に、4番、藤乗一由君の一般質問を行います。4番、藤乗一由君、どうぞ。
- ○4番(藤乗一由君) それでは、通告いたしました一般質問述べさせていただきます。

議長、2項目ございますが、1つずつ区切って質問させていただいてもよろしいでしょうか。

- ○議長(森 佐衛君) 結構です、どうぞ。
- ○4番(藤乗一由君) ありがとうございます。

それでは、1番目です。上総一ノ宮駅東口開設計画の今後についてです。

JR東日本との協議を経て、東口開設に当たっての概算見積もりでは、工事費約4.3億円、 附帯の工事・管理費を含めて総額約5.1億円となるという内容が提出されました。これに伴って、今後の東口開設計画の方針について、町長の考えを伺います。お願いいたします。

- ○議長(森 佐衛君) 玉川町長、お願いいたします。
- ○町長(玉川孫一郎君) 藤乗議員の質問にお答えいたします。

これまで、東口の関係につきましては、東口開設事業としたふるさと応援寄附への賛同者を募り、さらに平成24年度に東日本コンサルタントに委託いたしまして、東口開設のための基本計画書の作成を実施してまいりました。

平成25年3月の議員皆様方の席上でもご報告させていただいておりましたが、この費用は、 工事費・管理費合わせまして約5億1,000万円でございます。また、完成後の人件費を含め た維持管理が毎年1,000万円かかりまして、これは全て全額一宮町の負担となります。そう いうことで、この事業資金をどう確保するのか一番の課題となっております。

しかしながら、朝夕の通勤・通学の混雑の解消を目的とした住民や駅利用者の皆さん方からの強い要望がある中で、また東口の改札によります駅の東口の発展が将来的に望めるということで、たとえ数年かかろうとも、この上総一ノ宮駅の東口開設は、ぜひ町にとりまして実現しなければならない一大事業と考えております。

事業資金の確保でございますが、現在1億円の駅の整備基金がございます。残り約4億でございますけれども、現在1億円の駅の整備基金を不要不急の事業の見直しを行いまして、さらにこれを3億円に積み増しをし、残りの2億円は町内で活躍しております企業と町民、駅の利用者の皆様方の寄附金で確保して実現をしていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 藤乗議員、よろしいですか。 はい、どうぞ。
- ○4番(藤乗一由君) ただいまお答えいただきましたが、計画書の設計図を見ますと、特殊

な工事とはいえ、その姿は普通一般的な目で見て5億円余りが必要であったというような形の建造物とはとても考えられないというようなものです。最初は1桁間違ったんではないかと思ったくらいです。

東口にかかわるこれまでの説明等の中で、ただいま寄附等ということがございましたが、 ふるさと納税の寄附では、昨年度の実績でも100万円にも満たない状況です。もし仮にこれ ばかりに頼るのであれば、このペースでは500年たったとしても財源の確保は困難です。

また、企業からの寄附に関しては、企業にとってもそれなりの経済的効果が期待されることが必要と考えられます。それであって初めて寄附も成り立つんではないか。さらにそれが何らかの形で可能となったとしても、5億円余りのうちの大半を寄附に頼れるということは、現実的にはとても考えられないことです。

一方で、今後は保育所の移転計画、町の各種公共事業、公共建設物、そうしたもののメンテナンス、建てかえといったことの現実化も明白になっております。そうした優先順位から考えると、現状ではどんなにひいき目に見積もっても、今後10年以内に完成するということは到底不可能という結論ではないかと考えます。

無理があるものは、むしろここで一たん計画を凍結する、あるいは別の形を模索するという選択肢も必要ではないかというふうに考えます。これについて町長のお考えはいかがでしょうか。

ふるさと納税の枠を残したまま、これをやります、進めますとして、結果的に期待をあおり、裏切る形になってしまったということになってしまっては、寄附をしてくれる方にも、町民の方にも、この政策のあり方自体に信頼を損なうということになりはしないかとして、非常に不安視いたします。その点についてもいかがでしょうか。お願いします。

○議長(森 佐衛君) 質問にお答えください。

はい、どうぞ、玉川町長。

○町長(玉川孫一郎君) 藤乗議員の再質問にお答えいたします。

先ほど議員からも言われましたとおり、町がこれからやらなきゃならないことはたくさん ございまして、財源の確保は確かに容易ではないと思っております。しかし、私は諦めたら そこで終わりだと思います。これは、私、職員によく話しておるわけでございますけれども、 できない理由を探すよりも、どうしたらできるのかみんなで考えよう。一生懸命最後まで諦 めないで努力をすれば、必ず応援してくれる人があらわれるだろうということを私は職員に 申しております。 1つ例を申し上げますと、私は町長に就任したとき、新庁舎の建設基金でございますけれども、わずか1億9,000万でございました。また、財政調整基金も5億1,000万ということで、新庁舎の建設は財政的にとても困難な状況でございました。また、職員の大半も新庁舎の建設は諦めていたというような状況でございます。

しかし、新庁舎建設の必要性を訴え、町民の皆様、そして議会の皆様、職員の皆様方の理解と協力をいただきまして、不要不急の事業を見直した結果、庁舎建設基金は6億5,000万に、そして財政調整基金も10億4,000万にと積み立てして、今回、新庁舎建設の運びとなりました。

ですから、先ほどお答えいたしましたとおり、町民の悲願であります上総一ノ宮駅東口の開設は、町の発展のためにはぜひ実現しなきゃならない事業でございますので、たとえ私の任期中にはできなくとも、ゴールに向けて、実現に向けて少しでも前に進めていくのが私の職務だと考えております。

また、先ほど藤乗議員のほうから、ふるさと納税の寄附金の集まりぐあいが余りよくないというお話をいただきましたけれども、これは工事費とか維持管理費は幾らかかるのかということをまだ町民の皆様方にはお話ししておりません。そういう中で、幾ら費用がかかるのかわからない状況の中でふるさと納税を訴えてきたということが原因だと思います。ですから、これからは、この目標額を明らかにいたしまして、私が先頭に立ちまして、企業とか町民とか駅の利用者に寄附を訴えていきたいと考えておりますので、議員の皆様方にもよろしくご協力お願いしたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 藤乗議員、よろしいですか。 はい、どうぞ。
- ○4番(藤乗一由君) 議長、それでは、意見として今のお答えを受けまして述べさせていただきます。

お答えでは、今後も検討は進められるということですので、その場合には寄附などに関しても、今後どのような企業等を対象にどのような形で募っていくのかという具体的な計画については、その都度随時議会へとあらかじめ明示していただけるはずだと思います。そのように考えてもよろしいんでしょうか。

- ○議長(森 佐衛君) 質問、意見ですよね。
- ○4番(藤乗一由君) 意見です。

ですが、議会としてはそうした点についてはっきりさせていただきたいと思います。確かにこれだけの予算が必要となると、一大事業です。東口の開設による一宮町東口の発展が将来的に望めるという考え方には、どのような形へと進めていきたいという方向性、計画が見える必要があります。そのあたりがどうも見えない。そのために通り一遍の答えとなって、単なるスローガンになってしまうということではまずいというふうに危惧いたします。

また、先ほど述べられました庁舎建設に関しては、非常に運がよかったという面もございます。財政調整基金を蓄え、そして建設に着手できたというお話もありましたが、基金を上積みしたのは、一宮町だけではございません。周辺市町村でも同様な上積みを大きくしております。これは民主党の政策によるところが大きかったためで、むしろ自民党に政権交代してから、これから厳しくなりつつあるという状況ですから、同様の夢を追ってはならないと思います。この言葉にミスリードされるということがないようにということを老婆心ながらつけ加えさせていただきます。

また、先ほども触れましたけれども、この計画に伴って、町長ご自身に対する住民や利用者からの信頼を損なってしまうのではないかという点も危惧するところですので、仮にそうした部分が起こったとしますと、寄附といったようなことが計画どおりに進まないということも当然考えられます。寄附などはそうした信頼に基づいて初めて支えられるものですから、こうした点を今後も熟慮した上で、どのように進めるべきか明らかにしていただきたいと思います。

続きまして……

- ○議長(森 佐衛君) 2点目お願いします。
- ○4番(藤乗一由君) 第2点目、学童保育の現状と今後についてです。

本年度は、学童保育への希望される件数が例年に比べ急増しております。これに関連して、次の点についてお伺いします。

- 1、学童保育の利用数の近年の状況について、2、本年度の申し込み状況と利用状況、その対策について、3、次年度以降に向けた対応、方針などについて、以上についてお願いいたします。
- ○議長(森 佐衛君) 答弁を求めます。

町田教育長、どうぞ。

○教育長(町田義昭君) 学童保育、当町では学童保育わんぱくクラブと称しておりますが、 それに関して3つのご質問でございますので、3つについてお答え申し上げます。 まず1点目の、近年の状況についてお答えいたします。

過去3カ年の4月1日現在における平日及び土曜の利用状況ですが、東浪見学童保育では、 平成22年度15名、平成23年度14名、平成24年度10名とおおむね横ばいの状況が続いておりま す。一宮学童保育では、平成22年度29名、23年度46名、24年度49名となっており、平成23年 度に急増し、以降も共働き家庭の増加や核家族化の進行など社会的背景を理由に増加傾向に ございます。

次に、2点目の本年度の利用申し込み状況と対策についてお答え申し上げます。

本年度4月1日における平日及び土曜の申し込み状況ですが、東浪見学童保育では15名、 一宮学童保育では定員の50名を超え、現在7名の待機児童が発生しているところでございま す。

待機児童解消の対策として、一宮学童保育の実施面積をふやす必要がございますが、現在、一宮小学校のさらなる教室利用については、円滑な児童の学習活動上、難しい状況にございます。現に平成22年度から学童保育を生活科教室で開設したことによりまして、基礎となる1、2年生の生活科授業に支障をきたしております。生活科の学習内容は3学年以上の教科等にも密接に関連してまいります。

そういった状況から、現在、児童の通所、使用の安全性、利便性を考慮した上で、公共施設を活用した部屋の確保など、さまざまな観点から早期解消並びに受け入れ拡大に向けた検討を進めておるところでございます。

3点目の次年度以降への対応についてお答えします。

学童保育は、今後ますます重要性を増してくるものと思われます。その中で、次年度以降の対応ですが、必要な児童がいつでも入所できるような体制づくりをするためには、抜本的な対策を講じる必要があると考えておるところでございます。

緊急性と迅速な対応が必要ではありますが、一気にということはあらゆる面で難しい状況 にございます。学童保育施設の新設も視野に入れた中で、計画的に学童保育の整備について 取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。 藤乗議員、どうですか。
- ○4番(藤乗一由君) ただいまのお答え伺いまして、当面の増加を見込んでの学童保育の要望と対応できるような体制の検討を進めているということですが、またさらにその先へ向け

た計画的な整備にも取り組むということですから、当面はまず来年度に希望増があっても対応可能な対策を何としても進めていただきたいと思います。

また、これに伴って先ほどのお答えにもありましたように、現状で小学校でも学習活動に 少なからず無理を来しているということもあるようですので、入学者の新入生の数も増加す るということが見込まれているので、小学校の学習活動にも支障を来さないようなことも十 分考慮に入れていただきたいというふうに考えます。

現在の学童保育利用者数は、お答えいただきましたように、70名近くとなり、待機者を含めると70名を超え、さらにここでこれまで申し込み順とされていたために、待機という状況に申し込み時点で諦められた方もいらっしゃいます。実数はこれについては明らかではありませんが、こうした学童保育利用者の分母となるような対象の児童者数は現在300名弱ですが、この状況にもかかわらず、町の5歳以下の年齢ごとの子供の人口を見ていきますと、今後数年間はこの分母となる数が増加するということがわかっております。

また、本年の急激な希望者増は、近年の社会情勢の要因も大きなものというふうに考えられますので、次年度以降の増加はさらに加速することを想定に入れるべきだと思います。そうしますと、今後の5年間の対象者数と本年の利用者数の割合から単純に考えますと、学童保育の利用希望者数は今後5年ほどは80名を超えて横ばいの状況となるんではないかと推測されます。

さらに、今後は学童保育の受け入れ対象者の枠が4年生以上にも広がることも視野に入っておりますので、この80名をさらに大幅に上回ることは確実です。それらをどのようにカバーしていくかが重要で、二、三年という短期的な対応をお願いしたいのはもちろんですが、中長期的への対応の視点が重要だと考えられます。すると、来年度の具体的な対策だけでなく、この変動を考慮して子育てに関する行政の取り組み全般の中での学童保育のあり方ということで、長期的な方針が必要となってくると思います。

現状では、希望者数が増加した際の施設をどうするかが最大の問題点ですけれども、施設 建設という方向にかじを切った場合には、利用者数、希望者数が減少に転じたときから、他 の施設を含めた建設費の債務負担が激増してくるというジレンマが生じてくるはずです。

町では、今後、例えばモデル的な子育て家庭を幾つかイメージした中で、出産から小中学生と子育てをしていく過程で、町での支援のあり方を時系列で追っていき、その効果も検討した上で全体的な計画について明らかにしていくべきだと思います。そして、配分可能な予算の枠と、その効果の中から、場合によっては将来的にそれらの中から取捨選択していくと

いうことも検討に入れなければならないかということも想定されます。

それとともに、町として、学童保育を初めとして、各種の子育て支援の対策をとる場合に、例えば今後も転入者を見込めるようにしていきたいといったような、将来的にも極力児童数を維持できるような方向性を見込んでいくといったような副次的な目的をも含むのであれば、それに見合う計画、例えば移住、定住のさらなる支援策といったことを立てた上で臨んでほしいわけですが、そうした点に関して玉川町長のお考えを伺いたいと思います。

もちろん、そこには町全体の予算の枠といった視点から、全体のバランスを考慮していた だかなければなりませんから、総花的に何でもどの政策でも町で頑張りますというわけには いかないと思います。お願いします。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁を求めます。玉川町長。
- ○町長(玉川孫一郎君) 藤乗議員の質問にお答えいたします。

将来の人口をどう予測するかは大変難しい問題でございますけれども、政府がさきに発表しました将来人口予測によりますと、人口が大幅に減少する周辺市町村と比較しますと、一宮町は小幅の人口減少となっております。

また、藤乗議員が指摘されましたように、現在、小学校3年生までの受け入れを国では小学校6年生まで受け入れるという検討をしているということも聞いております。

また、一宮町は、今後、高校3年生までの医療費の助成とか、第3子の保育料の無料化など子育て支援策をさらに充実いたしまして、移住、定住を促進してまいる所存でございますので、学童保育の利用者はふえることはあっても減ることはないものと考えております。

具体的には、27年度からの子ども・子育て支援事業計画策定について、関係団体の代表者による委員会で現在検討しておりますので、この中で学童保育のあり方につきましても協議を行い、限りある財源の中で、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、実現可能な長期的な方針を検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁は終わりましたけれども、藤乗議員。
- ○4番(藤乗一由君) これも意見、確認ということで述べさせていただきます。

検討委員会を通じてこれから検討していきたいと、その内容を通じて検討していきたいというお答えですので、いまだ形が漠然としたもので、曖昧なご答弁ということにもなってしまったようですが、現在進行中の支援事業計画策定のための中の、この検討に合わせて、今

後しつかりと対応策を考えていただきたいと思います。

それに伴いまして、これらの進行状況、委員会の内容もそうですが、この経過を随時報告していただけるという形が重要だと思いますので、その辺のところの対応をよろしくお願いいたします。これについては、当面、来年度どのような形をつくるかというのが、新年度予算、次に出されるときにある程度はっきりしてくると思いますので、経過を見守りたいと思います。

また、最初の答弁の中で、繰り返しになりますが、児童の通所、使用の安全性、利便性を 考慮した上で、この拡大をしていきたいと、待機している方の早期解消、受け入れ拡大をし ていきたいということですが、さらにいつでも入所できるような体制づくりをしたいという ことですが、何としてもその辺のところをしっかりお願いしたいと思います。

中長期的な部分についても、しかるべき早い時期にはっきりさせていただきたいというふ うに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長(森 佐衛君) 以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

#### ◇ 鵜野澤 一 夫 君

- ○議長(森 佐衛君) 次に、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。鵜野澤一夫君、どうぞ。
- ○6番(鵜野澤一夫君) 6番、鵜野澤一夫です。 私の質問も大きく分けて2問ですが、1問ずつ区切ってよろしいですか。
- ○議長(森 佐衛君) はい、結構です、どうぞ。
- ○6番(鵜野澤一夫君) それでは、1問目、一宮川、南川尻川の津波対策について質問いた します。
  - 一宮海岸の津波対策は、防護施設、土塁ですが、高さ6.5メートルで整備されますが、一宮町には2本の川があり、遮蔽板等を設置、また護岸を高くしなければ洪水になってしまいます。私は、2つの川の護岸の高さをはかってまいりました。南川尻の大村町営住宅前は、水面から1.5メーターから2メーターです。一宮川は、満潮時で観光倉庫前で1.4メーター、新一宮大橋、左岸、右岸ともに1.6メートルから2メーター、それから16区の水門、これも左岸、右岸ですが、2.3メートルから2.7メーター、中之橋からあらおい橋の左岸、右岸ですが、3メーターから3.3メーター、JRの鉄橋から国道一宮橋の左岸、右岸については3.7か

ら4.7メーター、一宮橋から7区-1の左岸、右岸、これ宮原のほうも含みますが、3.7から 4メーターと、5メーター以上の津波が来ると土手からあふれ出ます。

東日本大震災時は、実測で海岸の今現在の土塁のところで4.7メーターということでありましたが、川幅、水流の勢いの違いで上流方面への氾濫は免れましたが、早急に河川の津波対策を立ててほしいと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長(森 佐衛君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小関都市環境課長、お願いします、どうぞ。

- ○都市環境課長(小関義明君) 鵜野澤議員のご質問にお答え申し上げます。
  - 一宮町の津波対策につきましては、去る5月29日に、町議会議員さん、区長さん、関係機関の長を集めまして、説明会を実施したところでございます。この中で、千葉県から海岸の土塁の高さを決めるために設置した津波高と同じ条件で河川の津波遡上高を設定し、河口から中之橋までの間の堤防をかさ上げする案が示されました。河口から川が蛇行している関係で、左岸、右岸の堤防高に違いがございますけれども、現況堤防から最大で2.9メートル、平均で1.5メートル程度のかさ上げを計画しております。

今後は、河川沿川の住民の方々への説明を行うとともに、堤防の詳細な設計を実施すると聞いております。

町といたしましても、県と協力いたしまして、早期完成に向けて努力してまいりたいと考 えております。

南川尻でございますけれども、準用河川でございまして、管轄は町になります。現段階では、高潮対策を行っておりまして、津波対策につきましては、今後、県と協議し、具体的な対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。 鵜野澤議員、どうですか。どうぞ。
- ○6番(鵜野澤一夫君) ただいまの答
- ○6番(鵜野澤一夫君) ただいまの答弁で、私も5月29日に県の長生土木事務所、それから 北部林業事務所より一宮町の海岸の津波の防護施設、一宮川における津波対策事業について の説明を受けました。その中で、津波の設計推移というのが説明なされましたが、海抜7.8 メーターが最大値である。それから、自然地形と背後地の状況を考慮し、防護施設の高さを 今回6.5メーターとしたという経緯の説明がありました。

また、最大クラスの津波は8メーターから10メーター以上、いわゆる8メーター以上の津波は1,000年に一度の総合的防災対策で、ソフト対策重視で対応するということであります。8メーター以上は1,000年に一度という説明だったんですが、今回のこの6.5メーターの高さの経緯については、8メーター以下と、いわゆる頻度の高い津波という説明であります。これについては、一定頻度の数十年から100年に一度で来襲する津波に対する防護施設ということで説明がありました。

一宮川の堤防については、8メーター以下の津波の想定で、現況堤防より最大で2.9メーター、平均で1.5メーター程度のかさ上げを中之橋まで計画するという答弁でありましたが、5月24日、政府の地震調査委員会は、南海トラフのどこかでマグニチュード8から9クラスの地震が30年以内に発生する確率は60から70%、10年以内は20%程度、20年以内は40から50%、50年以内は90%程度以上で地震が起きるという予測をしております。

5月28日には、各都道府県の被害想定が発表されました。千葉県については、死者、行方不明者は1,600人、避難者は7,900人、家屋の全壊、全焼は2,400棟、津波の高さは館山市で11メーター、銚子市で9メーターと、この辺は10メーターに想定される。県は、8メーター以上は1,000年に一度の津波で考えているということですが、政府の地震調査委員会は30年以内に一宮海岸は約10メーターの津波が来ると想定しています。県も町も考え方を変える必要があると思いますが、要するにもう見直す必要があると思いますが、いかがかなと思います。もし答弁ができるのであればお願いします。できなければ、私の要望とします。要望の場合は、後日、県と協議していただいて、その結果を報告していただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 課長、どうですか。小関課長、お願いします。
- ○都市環境課長(小関義明君) 今、鵜野澤議員がおっしゃいました津波の件ですが、今回の 津波は東日本の津波高を想定した形のものでシミュレーションを行っております。南海トラ フの地震については、想定した形で対応しておりません。その点につきましては、今後確認 をしまして、またお答えすることにいたします。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) よろしいですか。
- ○6番(鵜野澤一夫君) はい。
- ○議長(森 佐衛君) じゃ、次の質問に移ってください。

どうぞ。

○6番(鵜野澤一夫君) 2点目の質問に入ります。

これは町の農業政策 (TPP参加による) についてでございます。

TPP参加により、国内、一宮町の農業が大打撃を受け、農産物の生産量が激減する。減少率は米が32%、牛肉が68%、牛乳、乳製品が45%、甘味資源作物、サトウキビなどですが、100%減少する。食料自給率は39%から27%に低下します。農業生産が失われると、農村景観、地域の伝統文化などの農業及び林業等も喪失のおそれがあります。これは農林水産省資料によっての数値でございます。

また、町の農業後継者がいなくなり、農業従事者が減少し、大変な問題になると思われます。

先ほど町長の施政方針の中にもありましたが、TPPの正式参加は、正式には来年以降になると思われますが、早急に町とJA長生、また農業従事者等で対策協議を重ねたらと思います。町の商工観光にもつながると思います。

なお、千葉県は、さまざまな政策を打ち出し、検討しています。米については、関税の撤 廃で国産の約3分の1がアメリカ産とオーストラリア産に市場を奪われると試算しています。 県内の農業関係者は、今後は大規模化しないと勝てないとし、耕作放棄地をまとめて新規の 担い手や法人に貸し出すなど、対策を急がなければなりません。

また、JAは、コスト抑制が離農を防ぎ、放棄地増加防止になるため、小規模農家に対し 稲の乾燥機の共同利用などを進めています。水田は洪水防止や景観、文化の維持にも役立ち、 これを残しながら、兼業農家や高齢農家が細々とでも採算とれるような体制づくりを急ぎた いと話しています。

県の野菜、果物、花を合わせた園芸農業の産出額は全国1位を長らく維持してきましたが、1998年をピークに減少し、2009年に北海道に首位の座を明け渡しました。今後は中国もTPPに参加せざるを得なくなると思いますが、参加すれば冷凍野菜の輸入がふえ、価格が下がります。大規模化や機械化によって経費削減、加工で付加価値をつける工夫が県内各地で進んでいるという話を聞いています。

圏央道が全区間開通すれば、成田、また羽田空港から観光客を呼び込めるという森田知事の考えでありますが、ほかに白井市の梨を中国、またタイ、マレーシアに輸出をすると、この3国については、検疫証明書なしで輸出可能だということを知事はおっしゃっています。

イチゴもそうですが、こういうイチゴも含めて輸出だけでなく、千葉県内に観光客をつな

げて、外国ツアー客のお土産として持って帰ってもらうツアープランも企画していると、知事はおっしゃっています。知事の言葉に、攻撃は最大の防御、千葉はポテンシャルがあるんですから、どんどん攻めないとということで海外進出に意欲的であります。

町も具体的な対策を早急に協議、対応をしていかなければならないと思います。玉川町長が先頭に立って進めてもらいたいと思います。見解を伺います。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁を求めます。 玉川町長、どうぞ。
- ○町長(玉川孫一郎君) まず、TPPでございますけれども、加盟国の関税撤廃等による経済の自由化を目的とした経済連携協定でございまして、日本は、先ほどお話がありましたけれども、3月15日に正式に交渉参加を表明し、4月24日には現加盟国と交渉国11カ国から日本の交渉参加が認められ、今後、アメリカの議会の協議会を経まして、7月末ごろには交渉参加が正式に認められる見通しとなっていると聞いています。

政府は、総理のTPP参加表明を受けまして、3月15日に日本経済全体、そして農林水産物に対する影響を再度試算いたしました。その試算によりますと、日本経済全体に対する利益は約3.2兆円、しかし農林水産物の生産の減少は約3兆円というふうに予想されています。

農林水産物の影響試算でございますけれども、これは関税率10%以上で、かつ国内生産額10億円以上の32品目を試算しておりますので、一宮町の特産物でありますトマトとかメロンとか梨とかセンリョウ等は入っておりません。関係している作物は米だけでございますけれども、この米の影響額だけでも、国の米減少率32%で計算しますと、平成24年度実績から一宮町では米だけでございますけれども、約1億6,000万の減少というふうになります。

また、牛乳とか乳製品は、大部分が北海道に置きかわるというのも政府の見解でございます。

日本の地域経済と社会の崩壊を招くおそれのありますTPP交渉参加には、多くの市町村議会で反対とか慎重な対応を求める意見書が議決されております。また、全国町村会でも、我が国の農村、山村、漁村の将来を憂慮する観点から、いささかも我が国の国益を損なうことがないよう、毅然とした対応を求める意見書を政府に求めているところでございます。

いずれにしましても、先ほど鵜野澤議員がおっしゃったように、今後、国の動向を見ながら、県を中心に農業従事者、そしてJAの関係団体と、まずよく、どのように農業の振興を図っていくのか協議をしてまいりたいと思います。

先ほど話がありました観光、特に空港の関係で、今、千葉県のほうで昨年の梨に続きまし

て、次イチゴということで新聞に載っておりましたけれども、そういった新しい方面へのも のが可能なのかどうかもあわせてこれから検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。鵜野澤議員、どうぞ。
- ○6番(鵜野澤一夫君) ちょっと再質問させていただきますが、5月17日に安倍首相が発表した、成長戦略第2弾の中に、農業、農村の所得倍増を柱とし、農林水産物、食品の輸出額を2012年の約4,500億円から2020年に1兆円規模にふやすという目標を掲げました。そこに大手商社の丸紅が香港の現地企業と提携して、青果や加工食品の販売を始める計画で、大規模な集配センターの新設も予定し、ほかの大手商社に同様の取り組みが広がる可能性もある。政府の2020年に農産物食品の輸出を1兆円規模に倍増させる目標達成に弾みがつくということが新聞の記事にも載っておりました。

この丸紅の取り組みには、定期的に大量輸出、大量販売するルートを構築することで、輸送費などのコストを削減する狙いがある。販売価格をこれまでより安くて中国の富裕層だけでなく、中間層の需要も取り込む考えと。

私は、茂原市の鶴岡県会議員さんに話をしまして、県でも大きな話題になっている。森田 知事も、先ほど申しましたが、積極的にJAまた丸紅にも協力を仰ぐと言われています。町 も前向きに対策対応を示してほしいと思いますが、再度、町長の考えを伺います。

- ○議長(森 佐衛君) 再質問の答弁を願います。玉川町長、どうぞ。
- ○町長(玉川孫一郎君) 今、鵜野澤議員がおっしゃっていましたように、国のほうで所得倍増計画を出しまして、都道府県で、それぞれまた各県の実情において、具体的な農業振興策をこれからどんどん出していく時代だと私は思っています。かつてウルグアイラウンドのときに、相当大規模な農業の振興施策を出しました。これからもどんどん出てくると思います。そしてそのとき、やはり一番大事なことは、いち早く情報をキャッチするということなんですね。アンテナを張り巡らせて、県が今何を準備しているのか。そして出したときに、それに対してうちの町でもって具体的に何が一体それに乗っていけるのか、そういった情報キャッチが一番大事だと思っておりますので、これにつきましては、今、議員がおっしゃいましたように、いろんな手段をいろいろな方法で一日も早く、一刻も早く県の動向、国の動向をキャッチできるような体制をつくっていきたいと思っています。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 鵜野澤議員、よろしいですか。はい、どうぞ。
- ○6番(鵜野澤一夫君) 要望として申し上げます。

町長が今おっしゃいました、国の動向を随時チェックして対応、対策を行うという、大手 商社の丸紅、また国内ではイトーヨーカドーが直接農家との契約で販売をしているというこ とも聞いております。

この一宮町の町会議員さんの中に、8名の方が農業従事者ということもわかっておるんですが、私は要望として、鶴岡県会議員、また長生郡市の市長、町村長、それから農業関係の各市町村議員とJAの関係者と政策検討委員会的なものを設置していただいて、早急に協議して、町は、それの動向を見ながらじゃなくて、玉川町長は先頭に立って指導的立場に立って対応していただければと、でないと、町で一番大事な農業従事者に、今でも大変な事態だと思いますので、積極的な町長が先頭に立って進めていただきたいということを希望して、要望として申し上げます。

以上で終わります。

○議長(森 佐衛君) 以上で、鵜野澤一夫君の一般質問を終わります。

会議開会後1時間40分を経過しましたので、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時40分

\_\_\_\_\_\_

再開 午前10時50分

○議長(森 佐衛君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

\_\_\_\_\_

# ◇ 志 田 延 子 君

- ○議長(森 佐衛君) 志田延子君の一般質問を行います。8番、志田延子君。
- ○8番(志田延子君) 8番、志田です。よろしくお願いいたします。 私も1問1答方式でお願いしたいと思います。
- ○議長(森 佐衛君) はい、どうぞ。
- ○8番(志田延子君) よろしくお願いします。

では、最初に、町民体育祭にかわるものをということで質問させていただきます。

町民体育祭が開催されなくなって、もう本当に大分久しいんですけれども、移住された 方々がもう半数以上になっていらっしゃる現在、当時の町民体育祭の復活というのはならな いと思いますが、地域の方々とのコミュニケーションの場をつくるということで、学校との 連携での地区運動会のような、先日、白子のほうで聞いてきたものなので、地区運動会のよ うな開催は可能ではないかということで、町のほうのご意見を伺いたいと思います。よろし くお願いいたします。

○議長(森 佐衛君) 答弁を求めます。玉川町長、お願いします、どうぞ。

○町長(玉川孫一郎君) 質問にお答えいたします。

町民体育祭につきましては、平成18年度をもって事業が廃止になっております。その原因といたしましては、少子高齢化の影響とか、各地区の人口の格差が大きいとか、何よりも参加選手がなかなか集まらなかったということで、選手を集める負担が各区の区長さんの肩にかかったということで、そういうことでなかなか協力を得られなかったという経緯からだと聞いております。

当時、昔のままの町民体育祭そのものを今の時代に復活することはなかなか難しいと思いますけれども、今、志田議員からお話がありました、学校と連携した地区運動会ですね、白子町では、3つの小学校がございまして、平成12年度から地区運動会という形で地域の人たちも参加して、この運動会が行われております。

次代を担う子供たちを健全に育てるのは地域社会の責任でございまして、学校と地域との連携と言われておりますけれども、子供の保護者以外は、学校行事の参加はもとより、校内に立ち入る機会もなく、先生方の顔も知らない。逆に先生方も、地域の人たちとの接点がほとんどないという、そういう現実を見ますと、地区運動会を開催することは、学校と先生方々、そういう地域の人たちとの接点をつくって、小学校を中心とした地域のコミュニケーションを活性化するという点で、大変有効な方策だと私も考えております。

しかし、実際に地域と連携した運動会を開催するためには、例えば競技種目をどうするか とか、あるいは地域の人たちの参加をどう図っていくかとか、そういった解決すべき課題が いろいろございますので、学校とか自治会とも十分に協議して、これについては検討してい きたいと思っております。

また、これは実は先月ですか、町長室開放日にあるお方が来まして、その方は3年前に八 街から移住してきた方なんですけれども、その方のお話を聞いてみますと、やっぱり八街町 でも昔行われていた、いわゆる運動会がなかなかうまくいかなくなった。しかし、そのときに、町民体育大会の中身を少し見直しして、新しく来た方が参加しやすいような状況をつくったところ、新しく来た方がどんどん参加をしていただいて、今逆に町民体育大会が盛り上がって、新旧住民の交流の場になっているという話を聞きましたので、これもあわせて検討していきたいと思っています。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。志田議員、どうぞ。
- ○8番(志田延子君) ありがとうございました。

確かに内容を変えたりとか、そういうことで今まで私たちもやっていまして、本当に幼いころは、仮装行列だとか、そういうものもございました。そしてある程度たってから、1人でざる引きやったり、ムカデ競走やったりとたくさんあるので、本当に区長さんに任せてしまうと、区長さんも本当に大変だと思います。

先日、運動会のときに、青少年相談員の方だとか、そういう方たちとお話ししましたら、 やはり楽しかったよね、そして年寄りも孫も一緒になって、お弁当はその地区の人が頼んで くれたの、みんなで食べたよねなんて、そうお話も出まして、もしやるんだったらば、青少 年相談員だとか、それから子供会だとか、そういう方たちが本当に盛り上げてやろうという ふうな形になったときは、ぜひ町のほうのサポートをお願いしたいと思います。

一宮の場合は、この地区運動会って、学校との連携というのは、ちょっと白子と状況が違いますので、これやはり難しいかなと私も後で考えました。やはり中学校の運動場で町民体育祭という形のほうが、やるんだったらば可能性はあるのかなということですね。昔のお話を聞きますと、もう綱田地区の方たちは、絶対に綱引きは勝つんだということで、綱引きの練習をしたりとか、そういうことをやって、それから海岸地区だとか、東浪見地区はリレーがすごかったとか、もうそれを見るのも楽しかったというようなこともありますので、皆さんで新旧の住民が参加できるような、たくさんはなくてもよろしいんですけれども、そういう競技種目とかを考えて、ぜひ青少年相談員だとか、地区社会福祉協議会4つございますよね。ああいう人たちと、それから子供会とか、そういう方たちに協力を仰いで、もしやろうというような土壌ができましたら、ぜひ町のほうも協力してやっていただきたいと思います。これは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(森 佐衛君) じゃ2点目、お願いします。どうぞ。

○8番(志田延子君) これは、職員の研修制度についてですね。

本年度の研修については、当初予算資料を見てみますと、自治研修センターや広域市町村 圏組合研修、また自治大学校と職員能力向上のための研修が多く組まれ、すばらしいことと 思っております。5月から新たに民間研修が行われていると聞きました。当初予算には予定 されていなかった民間研修を急遽行った経緯と、その研修の目的は何だったのかを町長に伺 いたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁をお願いいたします。 峰島総務課長、どうぞ。
- ○総務課長(峰島 清君) 町の職員研修につきましては、公務員としての基礎能力を高める ため、長生郡市広域市町村圏組合の研修を初めとし、千葉県自治研修センター、市町村アカ デミーが主催する研修などに職員を派遣して、資質向上に努めております。

また、新規研修といたしまして、幹部候補生の育成を目指し、国の研修機関であります自治大学校の研修に、この5月から職員1名を受講させております。

ご質問のありました民間研修についてでございますが、この研修につきましては、民間の 効率的な業務運営やコスト意識、地域貢献などの取り組みを実体験することにより、職員の 意識改革と行政運営に資することを目的として、この5月13日から大網白里市の大里総合管 理株式会社において、課長クラスを対象に試行的に実施しているものでございます。

研修内容につきましては、研修期間が週3日、研修費用は1人当たり3日間で3,000円、 具体的な研修内容といたしまして、駅前の環境整備、ガードレール、トイレなどの公共施設 の清掃及び事務所内での朝礼・全体会議・クレーム対応などが主なものでありました。

なお、管理職の研修がほぼ終了し、参加職員からの意見及び研修先に関する情報などを参 考に、研修結果を検証いたします。

以上です。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。 志田議員、どうぞ。
- ○8番(志田延子君) 今、課長のほうから答弁いただきましたが、実は私、この一般質問したのは、ある日、この庁舎の中に大里の社長さんがいらしてお掃除していたんですね。これはちょっとやっぱり違和感がございました、はっきり言って。何で一企業の社長が来て、この一宮町の庁舎を掃除している。そのことから調べさせていただきました。

そして、やっている研修でございますが、あじさいロードの植栽、これは大網白里市では

許可をしていないようです。やはり行政職員というのは決まりを守るということが一番やは り重要なことだと思います。

それから、これはこういうふうなものが大里さんからいろいろ送られてくるんですね。その中で、のびのび社長の公開日誌ということの中で、隣の隣の町役場の幹部職員さんたちが、7つのグループに分かれて3日ずつ我が社に研修に来ることになった。全社一つになるの本年度の方針のもとに展開される朝礼会議、環境整備に参加していただき、ゼロを1に変える民間パワーを学んでいただいた。トイレ掃除もガードレール磨きも、グレーチングの中の清掃も、皆よかったと言ってくれた。この研修を支えてくれたスタッフたちが、その分夜遅くまでそれぞれの仕事を取り戻そうとする姿が切なくいとおしかった。これはまさしく宣伝ですよ。それこそうちの職員たちがやっていて、その方たちがやるべきことを一緒にやってあげているわけじゃないですか。それなのにこんなふうに書かれてしまっては、私はちょっとよくよく町としてはお考えになったほうがよろしいんじゃないかなと思いました。

そしてやはり上場している会社でもないし、24名の会社に31名の職員が研修するということは、私はこういうことを鑑みても、即刻これは中止すべきではないかと思っております。 それは町長とか、それからいらした方の中ではすばらしいと感じている方もおられると思いますが、それは個人のことであって、私的なことであります。

やはり首長として、この会社が、要するにはたからどのように見られているかということも、よくよく検証なさって、この研修を決めたのかどうか。その辺のところ、何かやる際には、やはり職員とも、それからいろいろな状況を判断してからお決めになっていただきたいと思いますので、もし何かお考え聞かせていただけるようだったら、よろしくお願いいたします。

- ○議長(森 佐衛君) 玉川町長、どうぞ。
- ○町長(玉川孫一郎君) じゃ、私のほうからちょっとお話しさせていただきます。

急遽途中でこれを行った経緯ということでございますけれども、これは皆さん方ご承知のとおり、新庁舎が工事が始まりまして、来年3月完成いたします。多くの町民から、建物が新しくなっても職員の意識が前と同じではやはり意味がないんじゃないかという声もいただきました。

そして、さきに行われた定例監査でも、次のような講評をいただいております。

庁舎が新しくなっても、中身が伴わなければならない。役場の職員は、住民から期待されておりますので、接遇など、より一層の住民サービス向上に努めなければいけないと思いま

す。そういう指摘もいただいておりましたんで、民間に学ぶ必要があるなと考えたわけでございます。これにつきましては、平成22年から新規採用の職員につきましては、ホテル大塚さんの協力をいただきまして研修を実施しております。ことしも実施しております。幹部職員については、民間に派遣して研修した実績がございません。

そういうことで、今回、大里管理さんにお願いしたんですけれども、そのとき私のほうで考えたのは、この大里管理さんは、少子化対策で内閣府の大臣表彰を受賞しております。また、地域づくりでも総務大臣賞を受賞しておりまして、また昨年は通産省が新たに設けました、おもてなし経営企業に県内でただ一つ選ばれた会社だということで、そういうところを評価して、今回、幹部職員を派遣させていただいたわけでございますけれども、先ほど志田議員からお話がありましたように、そういった研修内容についての十分な確認はしていなかったということで、これについてはおわびを申し上げたいと思います。

ですから、これからも研修を行うに当たりましては、どういう会社なのか、あるいはその 研修内容についてはどういうものを行っているのか、十分に確認して、こういうことの起き ないように対応していきたいと思っています。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。志田議員、どうぞ。
- ○8番(志田延子君) ありがとうございました。

私も個人的に一緒に福島に行ったりとかしています。それから、今、町長がおっしゃったように、いろいろな賞を受賞しているということも存じています。しかしながら、やはりもっともっとよくお考えになっていただきたいと思います。本当に何もかもいいんだというふうに思ってしまうと、間違いがございますので、ぜひこれからも何かなさる際には、よく皆さんとご検討なさって、我々議員にも相談していただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長(森 佐衛君) 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

#### ◇ 袴 田 忍 君

- ○議長(森 佐衛君) 次に、袴田 忍君の一般質問を行います。袴田 忍君、どうぞ。
- ○5番(袴田 忍君) 5番、袴田です。

今回、年を老いていけば、どなたでも通る道といいますか、経験するだろうと思います高齢者サービスについての質問と、一昨年の3・11以降、全国的な対策になっております防災対策の一つについて質問させていただきます。

1 間ずつ区切らせて質問させていただきますが、よろしいでしょうか。

- ○議長(森 佐衛君) はい、結構です、どうぞ。
- ○5番(袴田 忍君) ありがとうございます。

それでは、第1の質問に入ります。

少子高齢化の波は、確実に私たちの一宮の町にも押し寄せています。ことしの4月現在の資料ですが、高齢者と言われる65歳以上の方々が町人口の28%を占めて、4人に1人が高齢者となっています。平均寿命も男女問わず年々延びている現状があります。私もそうですが、ここにおられる方、ほとんどの方が高齢者予備軍に属していると思われます。今後は、元気が一番で家族に心配をかけず生活を送る人であればいいのですが、何らかの理由で福祉サービスのお世話になりながら生活をする人もおられると思います。

そこで、質問事項に入ります。

高齢者福祉の一つとして、施設入所サービスがあり、施設入所を希望している高齢者が多くいると聞いています。一宮町も少子高齢化が進む一方で、施設入所を希望する高齢者が年々ふえていると聞いています。しかし、希望する人数に合った介護老人福祉施設は少なく、家庭にて待機している高齢者が多いと聞いています。一宮町として、施設入所待ちをしている入所待機者への対策をどのように取り組んでいるのか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(森 佐衛君) 質問が終わりました。答弁を求めます。高師福祉健康課長。
- ○福祉健康課長(高師一雄君) ただいまの袴田議員の質問にお答えいたします。

待機高齢者対策についてでございますが、一宮町に住所があって、介護老人福祉施設の特別養護老人ホームへの入所を待っている人の数は、4月1日現在で88人です。入所を待っている人は、介護度が高い方ばかりでなく、低い方も申し込みがあり、一人で何カ所もの特養に入所申込書を提出して、入所の機会を広げて待っております。

施設の設置については、サービス給付費が増大し、介護保険料の大幅な負担が伴いますので、本来の需要を考慮し、長期的な計画に基づいて設置を検討する必要があります。

特別養護老人ホームの入所者の決定方法ですが、受け付けをした順に入所ができるという

ことではなく、入所希望者の要介護度や身体の状況及び家族の状況を施設で検討して決定しております。入所決定に町は関与しておりません。

次に、施設入所までの間の介護サービスについてですが、要介護度に応じて利用できる在 宅介護サービスがございます。例えば、旅行に行く場合は、ショートステイによる預かりが 可能です。また、訪問入浴や訪問看護、デイサービスを組み合わせて毎日の家族の負担を軽 減できますので、介護プランを作成するケアマネジャーとよく相談して利用していただきた いと思います。

また、要介護者の状況に変化があったときも、その都度ケアマネジャーに相談していただきたいと思います。

なお、町でもこの4月に主任ケアマネジャーを採用して、一宮町地域包括支援センターに おりますので、介護関係に関することや民間のケアマネジャーに対する相談など、お気軽に 電話での問い合わせや窓口にお越しいただいての相談に応じております。

また、昨年、地域包括支援センターの愛称を町民の方より募集し、「すまいるサポートセンター」に決まりました。笑顔でサポートをするセンターとして、主任ケアマネのほかに保健師、社会福祉士もおりますので、施設入所など介護サービスに関係する相談はもとより、認知症関係、権利擁護関係など高齢者に関係する事項につきましては、高齢者ご自身や家族からの相談に、電話や窓口、あるいは訪問により対応しております。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。袴田議員、どうぞ。
- ○5番(袴田 忍君) すみません、高師さん、再質問、よろしくお願いします。

やはり町のサービス機能というのはかなりあると私は思いました。県のガイドラインがあって、入所基準というのは非常に難しい。そういう中で、やはり待機者が出てしまうんではないかと思いますが、ここに4月1日現在で88人待機者がいるということですが、そのうち独居老人の方は何人ぐらいいらっしゃいますか。私はこの独居老人の方が深刻ではないかと、家族がないということでは非常に深刻な問題になっているんではないかと思いますので、独居老人の方の人数を教えていただければありがたいんですが。

○議長(森 佐衛君) お答え願います。

高師課長、どうぞ。

○福祉健康課長(高師一雄君) 待機者88人のうち、独居の老人の方は18名おります。そのう

ち現在の状況では、介護度の重い5の方は1名で、入院中です。4の方は1名で、近くの子供さんが介護しております。その他の軽度の方もグループホームなどの施設入所が3名、近くの子供さんによる介護及び在宅介護サービスの活用をしている方が13名となっております。以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。袴田議員、どうぞ。
- ○5番(袴田 忍君) 再質問じゃありません。私も実はこの独居老人、そして待機高齢者の 方からよくお聞きすることは、いつになったら私たちの番が来るのかなということが、やは り非常に大きな問題とされているんではないかと思います。でも、これは介護施設が入所者 のニーズに応えられるだけの数があるわけでありません。現在、一宮町も一宮苑、そしてま た他町村にお願いすることになっておりますけれども、やはり建物をふやすことは町として は困難である。

そうしますと、家庭に待機をして待っている。家庭に待っているんであれば、やはりそれなりのサービスを受けさせてあげなくてはいけない。まして独居老人の方なんかは、話しかけてくれる方もいない。そうしますと、心の中から病にもっともっと陥ってしまうというような状況もあるんではないかと私思います。そしてやはりサービスというものが必要になってくるわけでありますが、町がこれだけサービスに取り組んでおられるということのお話を聞きまして、これは実際待機している高齢者の方がこのサービスを本当に理解しているのかということが、今度は問題になってくるんですね。

私は、もっともっとこれは行政である以上、行政のほうがもっともっと宣伝をしていただいて、あなたにはこれが合っていますよ、あなたにはもう少しこういう形で待っていていただきたい、もうちょっと我慢していただきたいという方法をとっていただいて、理解を得られるような方法をとっていただければありがたいかなと思います。本当に少子高齢化になって、これからますます老人がふえていくという中では、健康福祉課の役割は大きいと私は思っております。

ましてやケアマネジャーさんを入れた、社会福祉士さんもおられます。そういった専門の職員も数名おられるということであれば、やはり町の中にお住まいになっている高齢者の方は安心していると思いますので、その辺の専門職のあり方と宣伝効力をぜひ生かしていただきたいと思いますので、高師さん、よろしくお願いします。

○議長(森 佐衛君) 2点目お願いします、どうぞ。

○5番(袴田 忍君) それでは、次に2問目に入ります。

前回、前々回と防災対策として、横におられます鵜野澤さんからも、避難道路とか、きょ うも川の高さの問題をいろいろお話も出ていましたけれども、私は、今回、防災対策として 防災タワーの設置検討について質問したいと思います。

防災対策として、これは津波対策なんですが、避難道路、海岸線の土塁整備等の検討はされているが、町民の方々にはまだまだ不安があると思います。津波避難は高台に逃げるが原則から、高台を求める人は多いと思います。防災計画の中では、居住付近の高い建物が避難場所として指定されていますが、海岸区、船頭給区、新地、宮原は一宮川の北側にありまして、避難場所も限られ、遠方に避難するにも時間を要する場所にあります。

地元住民の方々が安心感を持つためにも、ぜひ一宮町でも防災タワーの設置の検討をお願いできればと思いまして、この質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

- ○議長(森 佐衛君) 質問に対する答弁を求めます。玉川町長、どうぞ。
- ○町長(玉川孫一郎君) 袴田議員の質問にお答えいたします。

町では、東日本大震災以降、早急に避難所等の見直しを行いまして、現在、津波の一時避難場所の指定施設は17カ所となっております。避難場所の見直しは随時行っておりまして、管理者の常駐や年間を通しての利用可能などの、一定の条件を満たす施設の調査を町で行うほか、各区においても適当な高台や施設があれば報告をいただき、指定等の検討を行っております。

ご質問に上げられております地域のほか、東浪見地区におきましても、当該施設が少なく、町といたしましても、東浪見地区、そしてこの川の向こうの地域につきましては、両地域については一時避難場所の検討に苦慮しているところでございます。

千葉県内の海岸を有する27市町村での津波避難タワー設置予定状況でございますけれども、 旭市、山武市、そして九十九里町で今年度中に、そして長生村で来年度、その他21市町村で は現段階では設置予定なしとなっております。

避難タワーは、約100人の収容で3,000万から4,000万経費が必要となります。年間、そして維持費が50万から60万の維持経費がかかると言われております。また、設置場所にも十分な検討が必要となっております。また、最近では、単に鉄骨のタワーだけではなくて、平常時は他の用途でも使用できるような避難タワーも出ております。

地震、津波の情報を確認したら、まず高台へ、まず遠くへ避難することが基本でございま

すけれども、このような高台や施設がない場所におきましては、避難タワーの設置はやはり 必要だと考えております。

いずれにいたしましても、設置には高額な費用を要しますので、設置する場合には、国などの補助金を活用するなど、場所等も含めまして、これからも慎重に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。袴田議員、どうぞ。
- ○5番(袴田 忍君) 再質問ではございませんが、要望を検討という形でお願いします。 やはり国などの補助金を活用するというお話が出ました。私も補助金が出るようであれば、 これ検討していただきたい。私は、そこに住んでおられる方が安心して生活ができる。安心

これ検討していただきたい。私は、そこに住んでおられる方が安心して生活ができる、安心 感が持てるということが必要条件じゃないかと思っているんですね。

最近、九十九里町の海岸線に港の南側ですか、防災タワーができたのを私ちょっと見に行ってきました。そしてたまたまそこにおられた方に聞いたんですが、あの防災タワーは観光や釣りに来た人たちが利用するんだろうと、地元の人たちは言っていました。でも、それは言われましたけれども、ただ高いものがある、高台があるということで安心感はあるんだと、やはり観光客だけの防災タワーであっても、やはり地域住民の方もあそこには入れてくれるんだろう、そういう考えで我々もいるということを言っていました。

私は、そういった中でも、安心感の持てるものがあれば、その地域はそれで済むのかなと 私は思っています。この一宮川の北側というのは、船頭給、新地海岸、これは秦議員さんも 一回歩かれましたよね、もう遠くまでね。やっぱり30分以上かかりますね、高台まではね。 やっぱりその時間、あとは老人福祉施設もある、子供たちの施設もある。やっぱりそういう 中では逃げるということがどれだけ困難になってくるか。その場合に、ああ、高台があった という、その安心感だけでも僕は全然違うんではないかと思っています。

これは川の北側だけじゃなく、東浪見地区、やはり新浜地区の方も同じだと思いますので、 私がここでその地域を外してしまったんで、ちょっと僕も、あ、いけないと思いましたけれ ども、私はそういう意味でも高台の場所をつくっていただきたい。やっぱり検討するだけで も僕は必要ではないか。まして長生村もやはり防災タワーを設置するような動きもあります し、九十九里浜全体でそういったものつくりたいという要望も皆さん持っている市町村も多 いですので、一宮町にも入れていただければ、私はありがたいなと思っています。ぜひ検討 をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(森 佐衛君) 以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

\_\_\_\_\_

## ◇ 鶴 岡 巖 君

- ○議長(森 佐衛君) 次に、鶴岡 巖君の一般質問を行います。 15番、鶴岡 巖君。
- ○15番(鶴岡 巌君) 私も2点にわたり質問通告しておりますので、1つずつ区切らせていただきたいと思いますが。
- ○議長(森 佐衛君) はい、結構です。
- ○15番(鶴岡 巌君) それでは、最初に、玉川町政の政治姿勢と行政運営について質問させていただきます。

玉川町長の政治姿勢は、就任2期目に入り、そのマニフェストには災害に強いまちづくりほか、5つの目標を掲げております。そしてその実現のための手法としては、住民参加と協働と情報公開を基本に取り組んでおられます。

庁舎建設へのプロポーザル方式の導入や東浪見土地区画整理事業への解決に向けた取り組みなど、大きな成果も見られますが、日常の行政運営には問題点があり、以下の4点と関連することを伺いたいと思います。

まず第1点、政策を決定する過程での各種審議会、検討委員会等で審議委員が重複するなど、審議会そのものが形骸化し、機能しない場合もあるのではないか。各種審議委員の公募委員の選出方法や学識経験者は何を基準で学識経験者として選出されているのか。人口の少ない当町では、学識経験者は限られるのではないでしょうか。委員会運営上の評価と現時点の認識を伺い、改善を求めたいと思います。

2点目、町長室開放日を設けた理由は何でしょうか。そして相談内容はどんな相談内容が 寄せられているのでしょうか。この件については、今まで公開されたこともありません。相 談内容によっては、その場の判断は避け、政策会議などで担当課と十分な協議が必要な内容 もあるのではないでしょうか。

また、それ以外の住民要望や政策課題などについても、町長の考えだからという拙速なトップダウンはやめ、考えるステップを重視した組織的な対応が必要だと考えますが、見解を求めます。

3つ目には、町長への面談を求める方の中には、直接町長室へ行かれる人がいます。訪問者への対応は必ず総務課を通すことなどをお願いして、整理する必要があると思います。このことは決して町長との面談を制限するものではなく、間違いなく行政運営をしていく上で、今どなたが町長と面会しているのか、総務課が知らないような状態ではまずいと思います。その上で重要だと考えますので、改善を求めたいと思います。

4つ目ですが、花火大会の寄附金をお願いに観光協会の理事さんや職員の皆さんが業者を 回っておりますが、ある建設業者を訪問したときに、工事の受注に対して意見が言われまし た。最近の入札工事での歩切りの額が多くて困るとの苦情が出ました。歩切りについては、 2008年9月に国土交通省と総務省が予定価格の事前公表の取りやめ、歩切りの撤廃、最低制 限価格の引き上げなどの緊急要請を自治体に通知しているところであります。これは十分町 も承知していると思います。

この問題は、地域経済の振興を考えると大きな問題であります。最近の町発注工事の歩切りの実情と、歩切りをする理由と根拠は何ですか。歩切りをしても業者の適正な利益が出るという根拠はありますか。また、最近1年間の入札工事の資料を事前に提示した上での見解を求めたいと思います。

なお、この最近1年間の入札工事の資料というのは、事前にいただいておりますので、その資料に基づいて再質問以降は質問させてもらいますが、その4点について、まずお答え願いたいと思います。

○議長(森 佐衛君) 質問に対する答弁を求めます。

玉川町長、どうぞ、お願いします。

○町長(玉川孫一郎君) 今、4点質問がございましたけれども、私のほうから、そのうちの 2点についてお答えしたいと思います。あとは課長のほうからお答えしたいと思います。

まず、町長室開放日でございますけれども、設けた理由とか、その相談内容は何かという お尋ねでございますけれども、これは町民の皆さん方が日ごろ感じている町政に対する提言 とか、要望とか、意見などですね。生の声を直接私がお聞きしまして、町政にできるだけ反 映していきたいということで、これは毎月第2木曜日に実施しております。

内容につきましては、子育てとか、あるいは防災、あるいは環境、福祉など多岐にわたりまして、私もふだん気づかないこともたくさん教えていただき、町の行政の大変参考になっておりまして、深く感謝をしております。

相手方に、まず同意いただきまして、同意いただいた場合には、担当課の職員も同席させ

ております。そして検討が必要な事案は、担当課と十分に検討して判断をしておりますが、 先ほど鶴岡議員のおっしゃるとおり、独断的なトップダウンに陥ることのないように、考え るステップを重視した組織的な対応を今後も心がけてまいりたいと思います。

それから、もう一つの、すみません、4つのうちの1つだけということで、あとは課長のほうからお答えさせていただきます。

- ○議長(森 佐衛君) 峰島総務課長、お願いします。
- ○総務課長(峰島 清君) それでは、①の審議会関係の質問に対して答弁をさせていただきます。

条例に制定されている特別職の非常勤職員等のほか、各課で行う事業の策定のため、委員 会や協議会を設置する場合があり、参加いただいている方には深く感謝いたしております。

現在、公募による委員会等は7つございますが、それらの委員会などの任期は主に事業策 定までの期間などと募集要項等に規定されているため、形骸化されるおそれは少ないと思わ れます。

委員の重複につきましては、選出の際に、ほかの委員会等を確認し、重複しないよう注意を払っておりますので、重複はございませんが、既に委員になられている方につきましては、次に応募できないなどの条件を加えたり、改善を図るよう今後も各課へ周知徹底を図りたいと考えております。

また、公募の選出方法でございますが、募集内容に関連したレポートの提出、履歴書、町の活動等の資料をもとに、年齢や性別も考慮して最終的には町長が判断し、決定しております。したがいまして、特に公募委員の選出基準は設けてございません。

学識経験者につきましては、一般的に、その内容について専門的な知識を持たれている方や経験豊富な人を選出しております。委員会運営上の評価として、委員会によってさまざまと思われますが、会議進行の停滞や長時間要するなど、委員への負担が生じないよう効率的な運営を心がけてまいりたいと思います。

また、統一性を図るため、町全体として公募委員の選任基準等を定めるなど、今後の課題として検討することも必要と考えます。

続きまして、③の町長への面談についてでございますが、町長への面談につきましては、 役所関係の業務上の面談、区長さん、住民等の方々からの要望やご相談といった一般的な面 談が主なものでございます。

ご指摘の直接町長室へ訪問する方への対応につきましては、この6月から町長室及び副町

長室の入り口に、町長または副町長にご用のある方は総務課へ受け付けをお願いしますとの 張り紙を設置いたしました。そして要望、相談内容を総務課で確認いたしまして、担当課で 対応できるものは担当課で対応し、町長、副町長へ報告してまいります。

また、担当課だけでは判断が難しい場合などには、町長や副町長も含め話し合いを伺うなど、順序を追った対応に心がけてまいりたいと考えております。

次に、④の町の発注工事の歩切りの根拠関係についてでございますが、リーマンショック 以降の景気低迷による税収の減など、厳しい財政状況下において、限りある予算を最大限に 活用し、より多くの事業を執行するために、工事発注金額を少しでも抑えるべく入札予定価 格の歩切りを行ってきましたが、東日本大震災以来の工事作業員不足に伴う人件費の高騰や 建設資材価格の高騰など、公共工事を取り巻く状況の変化を聞き及んでおりますので、それ らを考慮して適切な対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。鶴岡議員、どうぞ。

○15番(鶴岡 巌君) ありがとうございました。

それでは、今4点にわたり質問させてもらいましたけれども、1つずつ確認しながら再質問をさせていただきたいと思います。

最初の各種審議会等での公募委員や学識経験者の選出については、町の答弁と実際に私が 審議委員として経験した認識とはかなりずれていると思います。しかし、その点には触れませんが、いずれの委員会も町長への諮問機関という性格を持っていますので、町自身でその 組織のありようは決めていただきたいというふうに思います。

町の答弁では、今後の公募委員の選任については、基準等を定め、今後の課題として検討することも必要と考えますと答えられました。町長は各種審議会を立ち上げていますが、これは町長が進めていく政治の表裏に当たることになりますので、やはり真剣に考えざるを得ない問題ではないかと思います。この点については、今後の動向を見守りたいと思いますので、よろしくお願いします。

そこで、再質問に移りますが、審議委員会委員として条例化されているもの、されるもの、 条例化されないもの、また費用弁償があるもの、ないもの、ちょっと変な話ですが、お茶が 出るもの、出ないもの、こんなことも審議委員に当たっては深刻な問題です。

もう一度言いますが、条例化されるもの、されないもの、費用弁償が出るもの、出ないも

の、この違いは何か伺いたいと思います。

2点目の町長室開放日については、トップダウンをやめて組織的な対応と求めましたが、 町長は、担当課の職員も同席させ、担当課と十分に検討し判断しておりますと答弁されました。3点目の町長室の面談でも、同趣旨の答弁であると思われます。

しかし、この間、海岸駐車場整備の件、船頭給、大川原土地借地の件、一宮荘跡地利用の件、民間会社への職員研修派遣の件など、町長は政策会議等で十分検討しないうちにトップダウンし、現場におろすという手法で進められていたのではないでしょうか。

また、日常的にも町長はさまざまな職務命令を直接担当課へ指示を出されますが、その指示内容は、当然日常業務よりも優先的に処理を迫られるために、職場は混乱し、多忙化の原因となっていると思います。

本来ならば、副町長がそうした町長の指示内容の可否、よいか悪いか、優先順位を含めた 調整が必要不可欠だと思いますが、十分機能しているようには見えません。これらの原因は、 町長が一部の町民からの要望を受け、いいね、いいねという趣旨で答えられているのではな いでしょうか。そうしますと、相手はオーケーしたものととられる言動や、町長として気づ いた点を町政に生かそうとして、町長自身が十分考える時間を自分の中にとらずに、その検 討を担当課へ指示するためと思われます。

町長の言動は、職場内や町民に対して非常に重いものがあります。その影響は十分あります。慎重に話す必要があります。職員に対しては十分な説得の時間をとり、その上で指示を 出すべきであります。

きょういただきました定例監査報告書の中には載っていませんでしたが、その監査の審議をする中で、町長のトップダウンについて話がされたそうでありますが、やはり職員への説得を十分される必要があるというような話をしたそうであります。

そこで、再質問しますが、町長は先ほどの答弁の後半で、独断的なトップダウンになることなく、考えるステップを重視した組織的な対応を心がけてまいりますというふうに答えられました。私は、ここで強調したいと思いますが、心がけてまいりますという危機管理意識の欠けた曖昧な決意ではなく、独断的なトップダウンはしないという決意、そして考えるステップを重視した組織的な対応で取り組みますという、はっきりとした内容の答弁を改めて求めます。

もとより、当然緊急時や災害時は町長のトップダウンは優先されることになりますが、これは別であります。

4点目に入りますが、歩切りの問題です。

4点目の契約金額が130万を超える場合には、当町では入札となっております。これは市は250万だそうですが、町村は130万。公共工事発注における歩切りの問題で、答弁では公共工事を取り巻く状況の変化などを考慮して、適切な対応をするという答弁でした。現在、県発注の工事は、国の指導により設計価格イコール予定価格として、一切歩切りをせずに発注しています。これは国の指示を県は受けてそのまましているということです。

資料を提示していただきましたが、その提示されました資料を見ますと、平成24年度入札 台帳での土木関係、舗装工事の関係を見ますと、設計価格の10%から14%の歩切りをした上 で、予定価格として入札にかけています。これは資料を見ますとそういうふうになっていま すから間違いないと思います。

そして実際に落札した価格は、設計価格の17.4%も低い価格で落札しています。町としては、それで嫌だったら、業者は仕事を受けなきゃいいじゃないかというふうに思っているかもしれません。しかし、これでは落札しても苦情が出るのは仕方がないと思われます。

ご存じのとおり、設計価格の積算は県が公表しています。今だれでもインターネットで見ることができます。私もインターネットでとってみましたが、こんなに厚くなります。もっとすごいものですよ。これで積算、要するに設計価格は出しなさいと言われます。これに基づいてやれというふうに言われます。くぎ1本から単価表では定められています。

町もこの積算単価表を積み上げて積算していますので、業者が積算した表と町が積算した表はそう変わらないわけです。ですから、予定価格を見ますと、町がどのぐらい歩切りをしたのかということはわかるわけです、当然。改めて歩切りの根拠、歩切りをしても業者は利益は出るという根拠の説明を求めると同時に、適切な対応を検討されるということですが、適切な対応とは何ですか。検討されると言いましたが、どのくらいの期間検討されるのか、伺いたいと思います。

また、こうした問題は、一宮町だけでなく、多くの自治体で実は悩んでいることであります。今、自治体が発注、委託する仕事の入札や契約、随意契約のあり方をどう考えるのか、 建設現場などで働く人たちの暮らしや地域の安全、サービスの質をどう守るかということが 問われているからです。

こうした現状に対応するため、全国の自治体では公契約条例と言われているのが、自治体 と民間業者との契約をする際の条例です。策定する動きが出ています。千葉県の野田市の公 契約条例等などを参考に、町でも早急に検討の段階に入るべきと考えますが、見解を求めた いと思います。

とりあえずこの4点について、再質問します。

- ○議長(森 佐衛君) 再質問の答弁を求めます。玉川町長、どうぞ。
- ○町長(玉川孫一郎君) 私のほうから、独断的な町長室絡みの関係で出ましたけれども、町長は独断的なトップダウンで職員がよく理解できないまま仕事をしている場合があって、それが組織の混乱を招いているんじゃないかと、大変厳しいご指摘がございました。

先ほどちょっと私お話し申し上げましたけれども、今、私、町長になってから重要な問題につきましては、基本的に政策会議というものにかけております。政策会議というのは、この庁内の主要な課長で構成されておりまして、月2回開催しております。先ほどお話がありました事案につきましては、いずれもこの政策会議に何回もかけて、職員の意見を聞いた上で私が決定している事項でございまして、私が一方的に町民の意見を聞いて職員に指示をしたわけではございません。

ただ、先ほどお話がありましたように、十分に職員にその内容がやはり説明できているのかどうか、そういう点については、私も深く反省をするところがたくさんございます。また、私も町民からいろいろな要望を聞きますので、できれば全てみんなやってあげたいという気持ちはございますので、それがとかく実際に職員はいろいろな仕事を抱えておりますので、あれもこれもできるわけではございません。そういうときに私がそういった町民の声を聞いてやってあげたいという気持ちで指示をすることは、かえってその職場に混乱をもたらして、職員に大きな負担をかけていることも、先ほど議員がおっしゃったように、そういう点もあるのではないかと私、今深く反省しておりまして、私も2期目でございますので、さらによくこういう関係につきましては、組織的な対応をさらに心がけていって、独断的なトップダウンにならないように心がけてまいりたいと思っています。

以上でございます。

あとにつきましては、担当課長から答えさせていただきます。

- ○議長(森 佐衛君) 峰島総務課長、どうぞ。
- ○総務課長(峰島 清君) それでは、①の審議委員会等として条例化されるもの、されない もの、また費用弁償や報酬があるものとないものとの違いは何かということでございますが、 法律や条例に根拠を置かない町長の私的諮問機関についても、一堂に集めて意見を聞くとい うような段階になれば、条例に設置すべきものと考えます。現在は整合性を欠いている状況

もありますので、整理をして検討してまいりたいと思います。

次に、費用弁償や報酬の有無の違いですが、条例化されている委員会には報酬を支払いますが、私的諮問機関の委員には報酬を支払うことはできません。

次に、④の歩切りの根拠と公契約条例等についてでございますが、設計価格は直接工事費に6割から7割の経費を上乗せして積算されております。また、材料の実勢価格も積算単価より安価である場合が多いことから、一般的に歩切りしてもある程度の利益が見込めるものと判断しておりました。

今後は、鶴岡議員さんのご指摘のとおり、歩切りを改めるとともに、労働者保護の観点から人件費の支払い状況などを確認できる仕組みを公契約条例の制定も含めて検討したいと考えております。

以上です。

- ○議長(森 佐衛君) 再質問の答弁が終わりました。 鶴岡議員、どうですか。はい、どうぞ。
- ○15番(鶴岡 巌君) それでは、確認をさせてもらいますが、私も真剣に質問しているんですが、町長も真剣に答えてくれましたので、ありがたいと思いますが、確認をしなければ議員の仕事にならないものですからさせてもらいますが、私はトップダウンはしないという決意を示してほしいと言ったんですが、同じように心がけるというふうに答えられましたね。それで、その辺がそういう決意で心がけるというふうに確認したいと思うんですが、それがまず確認の仕方の問題でどうなのかなというふうに、これが1つ。私はまた違って確認しちゃうといけないから。

もう三つあるんですが、委員会については、委員会の性格は、今、私的な諮問機関も結構 あるという認識を持ったわけですが、条例で制定されている委員会は、あるいは審議会は正 式な委員会であり、報酬や費用弁償は支払うことはできますが、条例で制定されていない委 員会なり審議会は、私的な審議会になるので、報酬や費用弁償は支払いできないと、しかし、 私的な審議会であっても、この同じ、例えばこういう部屋の中で一堂に会して審議をすると なりますと、これはもう私的の審議会を超えて、本来ならば条例化しなければいけないもの ですよと、そういう性格のものですよというふうに理解していいのかどうかということです ね。

それから、歩切りについては改めると言われたんですが、改めるとは何かということなんですが、改めるとは歩切りはしないということで、そういうふうに改めるということでよろ

しいのか。

それから、公契約条例については制定に向けて検討したいというふうに確認していいのか。 この4点のところを大事なことですので確認したいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(森 佐衛君) 峰島総務課長、お願いします。
- ○総務課長(峰島 清君) それでは、委員会の条例の報酬関係のことで再質問ございました が、基本的に私的諮問機関についても一堂に集めて意見を聞くような場合は、これは条例を 制定しなければならないという判断でございます。

それと、あと2つは歩切りは改める関係、これについてはもう既に歩切りを切ることは改めております。実は6月の1週間ほど前に入札の関係がございまして、そこでは歩切りは既に切っておりません。

あと公契約の関係でしたでしょうか。これにつきましても、今後、早急に検討してまいり たいという考えでおります。

以上です。

- ○議長(森 佐衛君) 鶴岡議員、よろしいですか。
- ○15番(鶴岡 巖君) 町長の答弁がない。
- ○議長(森 佐衛君) 玉川町長、お願いします。
- ○町長(玉川孫一郎君) 私が心がけると言ったのは、トップダウンについていろんな考え方 あると思うんですけれども、組織の長として、トップダウンが必要な場合もございます。先 ほど鶴岡議員もおっしゃったように、必要な場合もございますので、拙速主義の誤っている、 そういうトップダウンについてはもちろんしないようにいたしますけれども、やっぱり必要 な場合については、やっぱり長として決断しなければならない場合がございますので、トッ プダウンを一切しないというような言動は、逆に言いにくいなということで、ご容赦いただ きたいと思いますが。
- ○議長(森 佐衛君) 鶴岡議員、よろしいですか。
- ○15番(鶴岡 巖君) はい。
- ○議長(森 佐衛君) 鶴岡 巖君に申し上げます。

質問の途中ですが、ここで、昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時50分

### 再開 午後 1時00分

○議長(森 佐衛君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

鶴岡 巖君の一般質問を行います。

15番、鶴岡 巖君、どうぞ。

○15番(鶴岡 巌君) 私は、引き続き駅東口開設へ向けた、その後の取り組みについて伺いたいと思います。

駅東口開設問題は、先ほどの藤乗議員への答弁と重複しますので、重なる部分は避け、東口開設に向けた現実的で実行力のある取り組みを伺う中で、質問したいと思います。

まず、質問の前提として、東口開設は長年の住民の悲願でもあります。都市計画を考える上でも基本になります。昨年の平成24年3月議会での答弁では、工事費については、縮減に向け検討したい。資金面でも、町で活動している企業や駅利用者にふるさと納税の協力を呼びかけていく。また、駅利用者のニーズ調査を行い、庁舎前には平成27年春、東口を開設しようといった趣旨の垂れ幕を掲げました。そして町民へPRしていきたいと答弁されました。平成27年春、東口を開設しよう。先ほど藤乗議員への答弁の中で、町長は私の任期中にはというような話がありましたけれども、あの平成27年春、東口を開設しようという、あれは一体何だったんでしょうかというふうに思います。この6月15日発行の孫の手通信でも、他の駅の工事の実績をもとに最も費用のかからない設備条件で試算したところ、おおむね5億円かかることが推測されています。東口開設に当たり、多額の事業費の確保など数々の課題がありますが、関係者と協議を重ねて早期実現に向けて取り組んでまいりますと、町長の決意が記されております。

また、先ほどの藤乗議員の東口開設は、一たん凍結を求めたものでありましたが、町は続行を表明され、駅利用者などをメンバーとした協議会を考えているようですが、東口開設へ向けた運動体として、実行力の伴う、実行力のある人たちで期成同盟のような目的をはっきりとさせたものを立ち上げ、東口開設による経済効果を示しながら、JRに政治的にもさらに交渉することを含め、現実的に粘り強い運動をつくり出していくことで突破口は開けないものかと考えますが、見解を求めたいと思います。お願いします。

○議長(森 佐衛君) 答弁を求めます。

玉川町長、お願いします。

○町長(玉川孫一郎君) ただいま鶴岡議員さんの提案されました、期成同盟を設立いたしま して、政治力を生かしたJRの交渉も大変有効な方策だと私も同じ意見でございます。JR は、当初乗降客1日10万人を超える駅以外は、1つの駅に2つの改札口は認めていないということで、当初は交渉のテーブルに着くことさえも大変難しかったようでございます。

しかし、この交渉を重ねることができたのは、駅を利用する周辺市町村さんたちの協力があったために、この第一の扉が開いたわけでございます。その後、地元選出の森衆議院議員とともに、JR本社で会長さんにお会いしまして、直接私も要望を行いました。そういう形で最終的に、この大原則を向こうは曲げていただきまして、町が負担するんであれば、事業はできますよというところまで進展をしたわけでございます。

先ほどもお話ししましたように、残りは、この事業資金の確保でございますけれども、これは当初想定していた額よりも大きな額でございます。これはやはり工事が設備自体は大きな設備ではないんですけれども、その設備をつけるための工事が、深夜の、しかも一定の時間、要するに列車が走っていない、ごく短い時間に限られるために、大変いわゆる労務費というか、工費がより高くつくということで、5億円という金額が出たわけでございますけれども、今後、さらに先ほど鶴岡議員からも言われましたけれども、どういうふうにしたら相手を動かすような、そういった力を結集できるのか、その組織方法、あるいはその交渉方法をさらにまた検討してまいりたいと思いますので、ぜひ皆様方の、議員皆様方のご指導とご協力をよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。鶴岡議員、どうですか。どうぞ。
- ○15番(鶴岡 巌君) 今、町長の答弁がありましたので、そのようにぜひ頑張っていただきたいということで、再質問は特に用意してありません。よろしくお願いします。
  終わります。
- ○議長(森 佐衛君) 以上で、鶴岡 巖君の一般質問を終わります。

\_\_\_\_\_

### ◇ 秋 場 博 敏 君

- ○議長(森 佐衛君) 次に、秋場博敏君の一般質問を行います。 14番、秋場博敏君。
- ○14番(秋場博敏君) 日本共産党の秋場です。

デフレ不況と言われて久しいけれども、不況打開のためにはどういう方法が必要か、それ ぞれ政治家がいろいろなことを言っておりますけれども、やはり何といっても庶民の懐を暖 めて、消費を拡大する経済政策こそ必要であります。賃上げ、雇用の安定、社会保障の充実 で安心して暮らせる社会づくりであります。

ところが、アベノミクスなる経済対策は、3本の矢と称して大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を進めるとしておりますけれども、今起こっているのは、素人目に見ても投機とバブルへの誘導、円安、株高、財政危機を悪化させる大型開発や1メートル1億円の道路建設、大企業減税の新たなばらまき、成長戦略の名のもとで限定正社員などとした解雇の自由化、こういったことを初めとする労働法制の規制緩和、雇用不安を広げることで賃下げ圧力などなどを醸し出すものであります。

一般庶民はどういう影響を受けているか。生活関連物資の値上げラッシュ、公共料金の値 上がりの中、給料はふえないなど生活が厳しくなっております。

一宮町は、マスクメロン栽培が盛んでありますけれども、重油の値上がりで大変です。ニュースでは、イカ漁の漁師が燃油の高騰から一斉休漁したことが報じられておりましたけれども、円安の影響はまさに深刻であります。

加えて、来年度から消費税8%、再来年の10月には10%にと大増税が待っております。社会保障は、年金支給の先延ばし、医療の窓口負担の増が計画されて、風邪薬や湿布薬、介護度3未満のサービスは全て保険から外す大改悪が検討されております。さらにTPP参加の問題等、暮らしと営業に与える影響は重大であり、一つ一つ国民の運動で間違った政治を正すことが求められております。

同時に、町は、町民の暮らしを守る責務を負っております。地方自治法の第2条では、地方自治体は、住民の安全、健康及び福祉を保持すること、こううたっております。このような観点から、3点の問題で町民の暮らしを守る政治決断を強く求めるものであります。

第1点目として、国保税の引き下げについてであります。

憲法25条は、全ての国民は人間らしく生きる権利がある、国はこれを保障する責任がある と定め、この理念を受けてつくられた国民健康保険法は、その目的を社会保障及び国民保健 の向上に寄与する、これは第1条でありますけれども、このように明記しております。

もともと国保は、零細企業の労働者、自営業者、農漁民、無職者などを対象としてつくられ、近年、高齢者やリストラなどを含む無職者の割合がふえて、財政基盤がますます脆弱になっております。それだけに一層国が責任を持つ社会保障制度であることを明確にした国保制度の改革が必要です。同時に、国の手厚い援助がなければ成り立たない制度であります。

1984年、昭和59年、国保法の大改悪で、これまで国庫負担率は医療費の45%と定率化され

ていた、この率を38.5%に引き下げ、その後も国の責任を次々と後退させました。その後の16年間で、市町村国保の収入に占める国庫支出金は49.8%から34.9%へと14.9%も減りました。現在はさらに減って24.5%、これは平成23年度決算でありますけれども、国の責任を棚上げしたまま、一元化の名のもとに、県下一本の国保に統合する計画を進めても、国保の根本的な矛盾は解決になりません。

さきの議員全体会議で、町が行った国に対する要望事項に、一宮町は国保医療給付費の 国・県負担金の拡充要望を上げておりますが、これは当然な要求であり、あらゆる手段で求 めるべきであります。

以前は、総医療費の45%負担、これが医療給付費、医療給付費は医療費の7割であります。 この負担割合ではなかったわけですから、当町の国保会計はいまさら説明するまでもなく、 住民課資料のとおりであります。

基礎課税額医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合算額が税として納税義務者に 課せられ、所得税と違うところは、各種控除が所得金額から引かれることがなく、所得金額 に基礎控除分の33万円が引かれるのみの金額が課税所得金額となり、課税率も3つ合わせる と、この所得割のところでは11.4%であったわけであります。

今回の議案の中では、この率を12.7%にアップしようという議案で提案されておりますけれども、また医療分と後期高齢者支援分については、おぎゃあと産まれたばかりの赤ん坊にも均等割額が加算され、その額も2つ合わせると2万8,500円かかっていました。これを今度の値上げ案では、3万1,000円に2,500円も引き上げるようにするものであります。

ちなみにこれまでのモデル世帯の収入所得金額200万円、40歳代夫婦、未成年の子供2人、これは税務課のほうとの計算の関係で、18歳と16歳と仮定しましたけれども、保険税は200万円所得世帯がこれまで33万8,800円、今回の値上げ案では38万3,900円と4万5,100円の増税となります。これが400万所得世帯では、56万6,980円、これが今回の引き上げで63万8,090円、7万1,110円の増税となります。

税務課長に伺いますと、同じ条件の仮定で、所得税は40歳代、18歳と16歳の子供2人、社会保険料55万円払ったとして、生保5万円、こういう条件で計算をしてもらいましたけれども、所得200万円世帯は、所得税はゼロであります。所得400万円世帯、これで8万5,000円です。国保税がいかに重税かわかると思います。

加えて、ことしの確定申告で所得が昨年度に比べ落ち込んでいるために、保険税収入の見込みは1,430万円のマイナス、3億6,610万円程度しか見込めないということであります。支

払う世帯の担税力が落ちているところへ、200万世帯で4万5,100円の大幅な値上げで、町長、 心が痛まないでしょうか。

23年度、県下54自治体の中で、32自治体が法定外繰り入れをしている状況は、これは制度が悪い、これはもうはっきりしております。同時に国保は特別会計であっても、2,347世帯、4,349人、これは25年当初予算時でありますけれども、こういう方々が加入している保険であり、町の社会保障制度でもあり、福祉の向上の面から法定外繰り入れをして税を下げるべきであります。

大幅値上げをして、それでも足りなければ繰り入れる。このように町長言っておりますけれども、これでは認識が甘いと思います。担税力の低下しているところへ、暮らしの経費がいや応なしにふえている。こういう状態ですと、お金がなくて医療を我慢して、さらに重症化させる、こういうことが起こってまいります。こういうことが起これば、当然もっと医療費がふえる、悪循環が起きてまいります。

今回の一般会計の状況を見ますと、初めは借金なしで庁舎建設をする計画、こういうことで進めておりましたけれども、緊急防災減災事業債2億9,990万円起こしております。元利償還金の7割は交付税措置がされる。こういうことがあるとか、地域の元気臨時交付金の1億2,700万円交付される。こういうことなど、一定の収入の明るい面もあって、一般会計からの繰り入れで税率は上げない、逆に減税をするという、町民の暮らしを守る町長の政治決断を強く求めるものであります。

この3月の半ばには、1億9,270万円財調に積み立てております。10億近い財政調整基金をため込んでいるだけでは、はっきり言ってこれはだめだと思います。これはトップダウンで決断をし、町民、議員、町職員をきちっと説得をして、あるいは運営委員会をきちっと説得して実行するべきであります。この決意を伺うわけであります。

次に、広域行政のごみ、水道料金の引き下げの2点について伺います。

ごみ行政については、循環型社会形成推進基本法、こういう法律がつくられ、まず第1に、 ごみを出さないようにして、ごみの発生を抑制する。2つ目には、繰り返し使用するように して、資源の浪費、ごみの発生を減らす。3つ目には、リサイクルによって資源を循環させ る。そして最後に燃料として利用する。こういう廃棄物への対応の優先順位を法律で初めて 決めました。

その後、政府は、廃棄物リサイクル問題について、環境型社会の構築のためにリデュース、 リユース、リサイクルの3R、これを促進するとともに、廃棄物の適正処理を確保すること が必要であるとして、具体的施策として拡大生産者責任方式、あるいはデポジット制、この 導入を提起しました。しかし、実態は企業の抵抗等で余り変わっておりません。

その後、5つのリサイクル法、容器包装、あるいは家電、食品、建設、自動車リサイクル 法などがつくられて、再資源化が進められるようになりましたが、ごみ袋の有料化などでご み処理費を住民にだけ押しつけるやり方では、ごみ問題根本的解決になりません。負担の公 平化を言うなら、ごみを出す段階で消費者だけに負担を求めるのではなくて、ごみとなるも のをつくっている生産者にもごみ処理費用を負担させてこそ、公平化が図られる。ごみ減量 をさせる上で、これが有効だと言えます。

広域のごみ行政では、常にごみ行政のあるべき方向の探求、先進地の研究、住民の意識改革に心を砕き、焼却一辺倒の処理方法は改善していく必要があります。広域の焼却灰の最終処分場にも限りがある中で、ごみ減量、生産企業にもごみ処理費用を負担させる仕組みづくりも要求すべきであります。

このようなごみ行政一体の中で、ごみ袋代の引き下げは単なる負担軽減にとどまらず、住民と行政のごみ問題を取り組む一つの協働作業として、意識改革を訴えるチャンスになるはずであります。ごみ袋代の値下げ問題をチャンスとして捉え、住民、自治体が一体となってごみ減量化の取り組み、出発点になるように訴えて、実現まで町長には行動を起こしてほしいと思いますが、この点での見解を伺うものであります。

広域行政の最後は、水道料金の引き下げについてであります。

現在、一宮町は、交通手段の便利さ、東京まで1時間の通勤圏であり、気候、自然環境もよくてサーフィンを楽しむ若者も定住するなど、町民の半数近くが他地域から一宮町へ移り住んできた人々であります。その点では、他町村にない活気ある町と言えます。

しかし、住環境の点で100%よいのかと言えば、先ほどのごみ袋問題、水道水が高いとよく言われます。以前にも取り上げてまいりましたが、口径13ミリの家庭用で県営水道は1立方メートル当たり59円85銭、長生広域水道は1立方メートル当たり170円であります。もともと水は人間が生きていくために欠かせないものであり、一宮町でも町営水道が早くから布設されておりました。

水道法では、第1条に、清浄にして豊富低廉な水の供給を図ることを目的として、水は安 く供給しなければいけない、このように規定しております。

長生広域水道の水が高い原因は、九十九里水道の供給原価が高いことが根本原因であります。この歴史を見れば、京葉臨海工業地帯の工業用水確保のために房総導水路事業を起こし、

この工業用水需要が当初計画で過大だったために、九十九里広域水道事業を参画させ、事業を進めてきました。

さらに、工業用水の需要が少なくなった段階で、収入の見込みが減少する、こういう中で 南房総広域水道事業がその分を引き受けるという形で現在まで進んできております。ですか ら、その見返りとして、当時友納知事と期成同盟会の会長であった石橋東金市長との覚書が 締結されて、県営水道との料金格差を埋めるために、市町村水道の総合対策補助金制度、こ れがつくられました。いわゆる高料金対策補助金です。

しかし、高料金対策をとっても、1立方当たり県営水道は59.85円、長生広域水道は170円と3倍近くの格差が生まれております。本来、県民の水道はひとしく安い価格で供給されなければならず、県の責任は重大でありますけれども、県水並みの料金を求めつつ、当面の改善方法として、基本料金の設定を県水並みの10立方に引き下げて行う、この提案をしたいと思います。

以前の決算審査の資料としていただいた、平成22年度から平成24年度までの毎年の水道の使用料実態の一覧表を提出していただいておりますけれども、これによりますと、長生郡市全体の資料でありますけれども、2カ月で10立方未満の利用者が、基本料金の10立方までの利用者中75%を占めていることがわかりました。つまり10立方までの利用者は、水道を使わなくとも16立方分のお金を納めていることになります。高い水道水をさらに使わないのに余分に支払っていく、この実態を使用実態に合わせて基本料金を10立方までに設定し直すことを提案します。

2カ月で1戸当たり当面1,020円安くできます。少しでも住民負担軽減の方便ですが、あくまでも使用実態に合わせた提案であります。広域への問題提起をすべきだと考えますけれども、見解を求めます。

以上、3点いずれも町民の暮らしを守る町長の政治姿勢、政治決断が強く求められるもの でありますが、体を張って町民の暮らしを守るんだという強い決意を伺い、一般質問といた します。よろしくお願いいたします。

○議長(森 佐衛君) 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

玉川町長、お願いします。

○町長(玉川孫一郎君) 秋場議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、国民健康保険でございますけれども、皆様方ご承知のとおり、だれもが安心

して医療を受けることができる国民皆保険制度ということで行われておりまして、加入者の 皆様に納めていただきます保険税と国や県が支出する公費で運営されております。

先ほど、お話ししましたように、当初のいわゆる公費の負担が、その後の経過によってだんだんなし崩し的に縮減されてきているということは、先ほど秌場議員がおっしゃったとおりでございます。これにつきましては、県の町村会、全国の町村会でもたびたび国のほうに強く申し上げているわけでございますが、まだなかなかそれは実現しないというのが実情でございます。

財源不足によりまして、その財源を一般会計からの繰り入れに依存することは、特別会計の独立採算制の原則とか受益者負担の原則を考えますと、適正ではなく、国保に加入していない人に対して公平性を欠くというような考え方もございますので、慎重にしなければならないと考えております。

しかし、近年の急速な高齢化の進展とか、医療技術の高度化によりまして、医療費は年々増加をしていく。一方では、景気低迷の影響によりまして、今まで会社のほうに入っていた方がおやめになって、国保のほうに入ってくるというような状況でございまして、構造的な問題で、これは一宮町だけではなくて、全国どこの市町村でも国保に対しては大変悩んでいるところでございます。

国では、先ほど秌場議員がおっしゃましたけれども、今、国民健康保険のあり方についているいろ議論がされておりまして、1つは、現在市町村で行っている国民健康保険を都道府県単位で行っていくという考え方が一つ出ております。しかし、先ほど私もそれ取り寄せて見たんですけれども、それは要するに市町村でやっても、都道府県でやっても、最終的にはその負担をだれが負担するかという問題でございますので、やはり公費というか、国ないし県からの税負担といいますか、公費の負担がなければ、保険者のやはり税率を上げなければ賄えないということがありますので、構造的な問題だということが議論の中でされております。

このような中で、うちのほうの町といたしますと、平成20年度に後期高齢者がスタートするということで、大幅に値上げをしたわけでございますけれども、その後、平成21年度から3年間、毎年税率を引き下げてまいりました。24年度は据え置きをしてまいりまして、長生郡市内でも税率が一番低い町として頑張ってまいりました。

しかし、現在、24年度の決算状況を見ますと、このままの税率を維持しますと、約1億円 近い財源不足が生じます。そういうことで、今回、先ほど心が痛まないのかというお話があ りましたけれども、私もそれは当然心が痛みます。そういうことで、非常に苦慮いたしましたけれども、やむを得ず今回税率を引き上げざるを得なくなったということでございます。

今回の税率を引き上げますと、1世帯当たりの保険税は約17万3,454円になりますけれど も、これは平成22年度の1世帯当たり保険税が18万1,095円でございましたので、その金額 と比較しますと、そこまではまだ上げていない数字でございます。

また、皆様方にお話し申し上げますけれども、これは昨年と同じような医療費の伸びをいたしますと、たとえ今回税率を上げたとしても、最終的には約2,500万円の財源不足になるというふうに見込まれております。

ですから、私も当初から一般会計から繰入れて予算を計上するのか、それとも今回のように、もし足りなくなったら年度途中で入れるのか、大変苦慮したわけでございますけれども、なぜ年度当初に一般会計の繰り入れをしなかったかと申しますと、1つは、この医療費の伸びというのが年度によってかなり変動するということでございます。要するに5,000万ぐらい上に増えたり、下に減ったりしますので、医療費の伸びが正確にやはり把握できないということが1点ございます。

それからもう一つは、国からの支出金が引き下げられるということで内示をいただいておりますけれども、これはあくまで内示でございまして、まだ確定ではございません。そういうことで、出ていく金額、それから入ってくる金額が非常に変動する可能性が強いものでございますので、年度当初から一般財源を繰り入れることはやはり難しいだろうと考えて、大変心が痛む決断でございますけれども、こういう形で値上げをさせていただいて、そして年度途中、不幸にも昨年と同じような伸びによって財源が不足した場合には、申しわけありませんけれども、一宮町として初めてでございますけれども、一般会計の繰り入れをお願いしたいと思っております。

これは私は別に都道府県単位でやるのがいいのかどうか、今議論申し上げませんけれども、ただ少なくとも私たち町村長の認識の中では、行政区画が変わっただけで、同じお医者にかかるのに金額が違うのはやはりおかしい。やはり本当はこれは国全体でやはり国民健康保険というのを維持するんであれば、基本的には同じような金額でやるべきではないかなということと、それからやはり所得のない方に負担をかけないような形の仕組みを抜本的に考えていかなくちゃいけないという点では、どこの市長村長も同じような認識をしております。ですから、そういう形で実現させていただきたいと思っております。

それから、ごみの問題ですけれども、これは先ほどお話し申し上げましたけれども、ごみ

袋の値下げにつきましては、広域市町村組合の中で、私も、ごみ袋について、消費税も増税 されるということもございますので、この際引き下げをということでお話し申し上げたわけ でございますけれども、消防とかし尿処理などの、これから広域行政組合で取りかからなけ ればならない、まだ施設整備があるとか、それから料金を下げた場合には、かえってごみが たくさん出てくるんじゃないか、そういった問題についてはどうするんだというような議論 がございまして、残念ながら実現できませんでした。ということで、現在これは継続協議に なっております。

先ほど、秌場議員からもお話がありましたけれども、単にごみ袋の値下げだけではなくて、 ごみ袋の値下げを一つの契機として、先ほど言いましたようにごみの減量化を図っていくた めの取り組みですね、そういうものをやはり今一つのチャンスだと私も思っております。で すから、先ほど秌場議員からお話がありましたごみのそういう問題につきましては、今度、 管理者会議の中でも議論を深めていきたいと思っております。

それから、水道料金でございますけれども、それは先ほどお話し申し上げましたように、 千葉県大きく分けて、私も資料取り寄せてみたところ、確かに県水道、あるいは八千代市と か松戸市とか、北部の大都市部の水道料金の約2倍程度の料金を長生郡市の場合は払ってお ります。そしてさらに南の勝浦といった南房総のほうの水道企業団から水を受けている町村 は3倍近い単価で水を消費しているわけでございます。これは先ほど秌場議員がおっしゃっ たように、いわゆる水の原価が違う。要するに水道が普及した段階で、県営水道からもらっ ていたところと、それから建設年度が遅くなって、建設の費用がかかったり、あるいは遠く 利根川から水を運んでくるとか、そういった形の中で原価が違うというのが大きな原因でご ざいます。

もちろん、それは基本的に同じ県内の中で料金が違うというのは、やっぱり好ましくないということで、これについては統一料金ということが、この数年来議論され、またその検討が始まっておりますけれども、なかなか具体的に現在県が負担しております補助金を県がどの程度これからも出していくのか、その辺のところがなかなか折り合いがつかなくて、まだその議論が収束をしていないのが現状でございます。

これについては、引き続きまたその経過を見ていく必要があると思いますけれども、先ほど秌場議員からお話しありました、基本料金を現在の16立方から10立方までの仕様に改めたらどうかという提案については、これは真剣に検討させていただいて、管理者会議においても議論を深めていきたいと思っております。

以上でございます。

- ○議長(森 佐衛君) 答弁が終わりました。秋場議員、どうぞ。
- ○14番(秋場博敏君) 1問目の国保税の問題は、こういう経済状況の中で値上げするということは心が痛んでいるという話ですが、痛んでいるんだったら、やっぱり態度で示さなきゃいけませんね。要するに昨年度というか、24年度の一番最後に財調1億9,000、約2億円積み立てているんですね。だったら、そういう中で1億円はもう福祉ということで、国保に入れると、そのくらいの決断は、これは皆さん納得してくれますよ。

というのは、同じ税金としてとっている所得税で、片や200万所得のモデル世帯はゼロ円だと、片方は34万円近くかかってしまう。それをさらに上げなきゃいけないという決断をしたわけですから、これはやはり払う側、大変だと思いませんか。所得面でもいろんな控除がされて、子供を育てる、そういうところで控除されるから、それで何とかやっていけるんですけれども、基礎控除33万円だけでいくというのは、大体8期に分けても5万円ぐらいずつ納めていかなきゃいけない。

200万の所得の人が、手取り仮に二十何万円だとして、その中の5万円を常に国保税の負担で減ってしまう。そのほかで生活を今度はしていく。そういうような状況で追い詰められるわけですから、その辺の加入世帯に思いをはせれば、これは道路1本我慢してもやってあげるべき施策じゃないかというふうに思うわけです。

今回、その逆の提案されていますが、これはよく周りの意見を聞いて検討して、次の機会で、次の議会でもやはり赤字になったら入れるんじゃなくて、やっぱり最初から上げないで済む、あるいは下げる、そういう方向でかじを切るのが、福祉をあずかっている町長の立場だと思いますけれども、もう一度答弁願いたいと思います。

ごみの行政、袋代だけに矮小化するとまずいんで、これはやっぱり減量という全体的な観点からやっていくというんで、大いに管理者会議で議論していただきたいと思います。

それから、水道の問題についても、高い実態、これをなかなか原価がもう高いわけですから、それを下げるというのはさらに大変な努力が必要だと思いますけれども、じゃせめて使用実態に合わせるやり方というのは、一つのそういう点では合理的な案だと思います。これはよく研究していただいて、一宮の資料じゃないんですね。長生郡市の水道の使用実態ですから、長生郡市の水道、10立方までしか2カ月で使っていない家庭が、今基本料金16立方で払っているという家庭の75%あるわけですから、その圧倒的多数のほうに合わせて基本料金

設定をやり直す。多少町村の負担がふえる。前に総務課長に伺ったときに、300万円ぐらいの一宮は新たな負担になるということでしたが、これはぜひ実効ある検討をしていただきたいなと思います。もし3番目の問題でも、何かもう一度決意があれば伺っておきます。 以上です。

- ○議長(森 佐衛君) 玉川町長、お願いします。
- ○町長(玉川孫一郎君) 今、秌場議員がおっしゃった、国民健康保険税のご指摘は、本当に よくわかります。これは本当に私も悩みましたけれども、今回はいろいろ考えた結果、こう いう形でお願いしたいと思っております。私もこれはもう値上げの限界だということは十分 承知しておりますので、さらに努力していきたいと思っております。

それから、先ほどの水道料金でございますけれども、これは確かに秌場議員から今回された提案は、私も初めて聞く内容でございました。非常に検討すべき内容だと思っておりますので、十分にこれについては管理者会議で検討していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長(森 佐衛君) 秋場議員、よろしいですか。

以上で、秋場博敏君の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

ここで、しばらく休憩といたします。

休憩 午後 1時45分

\_\_\_\_\_

再開 午後 2時05分

○議長(森 佐衛君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

\_\_\_\_\_\_

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長(森 佐衛君) 日程第9、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といた します。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長(峰島 清君) それでは、議案つづりの1ページをお開きください。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

平成24年度一宮町一般会計補正予算(第7次)第3条の繰越計算書は、次のとおり翌年度

に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

2ページをお開きください。

平成24年度一宮町繰越明許費繰越計算書ですが、事業名としまして、道路ストック総点検事業で、翌年度繰越額は1,670万円、次に舗装修繕事業の翌年度繰越額は2,691万5,000円、通学路の交通安全対策事業の翌年度繰越額は2億8,000万円、次に、一宮小学校屋内運動場耐震改修事業の翌年度繰越額は1億3,209万円、合計で4億5,570万5,000円です。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法施行令第146条第2項に基づく報告事項ですので、以上で終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第10、議案第1号 一宮町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長、お願いします。

○福祉健康課長(高師一雄君) 議案つづりの3ページをお開きください。

議案第1号 一宮町子ども・子育て会議条例の制定について、ご説明いたします。

平成24年8月10日、子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年度から子育て支援計画 策定のため学識経験者、子育て当事者、支援者、教育関係、保育関係、事業主、労働者の代 表などからなる町の附属機関として、子ども・子育て会議条例を制定し、検討を進めていく ことが市町村の努力義務として規定されました。同条例制定に関する省令等が、当初24年度 中に発出の予定でしたが、おくれておりました。

当町では、昨年12月議会並びに本年3月議会において、一般質問にありましたように、保 育所の防災のための移転が急務でありましたので、関係者からなる検討委員会での早急な検 討をしていただくため、3月7日、規則により設置し、4月5月と2回の開催をしております。

今回、国の省令等が4月に制定されたことに伴い、郡内町村とともに地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく町の附属機関として条例制定を行うものです。

内容といたしましては、設置の趣旨及び組織、組織の任期、会議、報酬などについて定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。 以上でございます。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第10、議案第1号 一宮町子ども・子育て会議条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第11、議案第2号 一宮町国民健康保険賦課徴収条例の一部を改 正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

牧野住民課長、お願いします。

○住民課長(牧野一弥君) それでは、議案つづりの5ページをお開き願います。

議案第2号一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明申

し上げます。

近年、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化等により医療費が年々増加し、国保財政は 非常に厳しい状況となっております。国保税については、今まで財政調整基金の取り崩し、 繰越金等で対応しながら、税率を平成21年度から3年連続で引き下げし、平成24年度は据え 置いて、長生郡市内でも税率が一番低く努力してまいりましたが、医療費は増加の一途であ り、今年度中にも基金も底をつくと見込まれ、現在の税率では健全な国保運営が図れない状 況となり、やむを得ず税率改正をせざるを得なくなりました。

また、国保運営協議会においても審議され、社会情勢の極めて厳しい中、税率を引き上げることは心苦しいが、国保特別会計の健全な運営を図るためにはやむを得ないとの意見で承認され、答申されております。

それでは、中央のところから説明させていただきます。

一宮町国民健康保険税賦課徴収条例、昭和32年一宮町条例第3号の一部を次のように改正する。

第3条、これにつきましては、基礎課税額の所得割になります。100分の7.0を100分の7.7 に改めるものでございます。

同じく第5条につきましては、基礎課税額の均等割、1人当たりを1万9,500円を2万1,000円に改めるものです。

第6条につきましては、後期高齢者支援金の所得割でございます。100分の2.7を100分の 2.9に改めるものでございます。

第7条につきましては、後期高齢者支援金分の均等割、1人当たりでございますが、 9,000円を1万円に改めるものでございます。

第8条、介護納付金の所得割でございます。100分の1.7を100分の2.1に改めるものでございます。

次に、第9条、こちらにつきましては、介護納付金の均等割でございます。7,300円を1 万4,000円に改めるものでございます。ここで、7,300円から大きくふえておりますけれども、 実は平成23年度の世帯平等割を廃止したとき、減額したときですけれども、そのとき均等割 の改正を行うべきところ、行いませんでしたので、今回、この是正をさせていただきます。

第21条以下につきましては、保険税の減額7割、5割、2割軽減分でございます。

6ページをお願いいたします。

附則としまして、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

14番、秋場博敏君、どうぞ。

○14番(秋場博敏君) 先ほどの一般質問でも詳しく申し上げましたが、今回の条例改正、 値上げの改正には反対するものであります。

現経済状況下での大幅な引き上げは認められません。町民福祉向上の立場から、一般会計繰り入れをしてでも、今回の引き上げはやめて、逆に引き下げを求める、こういった立場から反対をするものであります。

以上です。

- ○議長(森 佐衛君) 賛成討論ございますか。 5番、袴田 忍君。
- ○5番(袴田 忍君) 議案第2号、一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険制度は、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度ですが、近年、 急速な高齢化の進展や医療技術の高度化により医療費が年々増加し、国保財政は非常に厳し い状況になっています。今までは財政調整基金の切り崩し、あるいは繰越金等で対応してま いりましたが、基金の残りも少なくなっている中、医療費は増加の一途であり、このまま税 率改正をしなかった場合には、本年度中にも赤字が見込まれる危機的な状況にあるとお伺い しています。

こうした中、国保税の大幅な値上げが困難であるとして、一般会計からの繰り入れも視野に入れた最小限の改正であり、国保特別会計の財源確保と運営の安定化を図るためにはやむを得ない改正と判断いたしまして、この条例改正に賛成をいたします。

以上です。

○議長(森 佐衛君) ほかに討論ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第2号 一宮町国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森 佐衛君) 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第12、議案第3号 一宮小学校屋内運動場耐震改修工事契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、お願いします。

○総務課長(峰島 清君) それでは、議案つづりの7ページをお開きください。

議案第3号 一宮小学校屋内運動場耐震改修工事について、ご説明申し上げます。

一宮小学校屋内運動場耐震改修工事を下記の者と契約したいので、議会の議決を求めるも のでございます。

工事名は、一宮小学校屋内運動場耐震改修工事、契約金額は、1億2,337万5,000円、請負業者は、千葉県長生郡一宮町一宮3,178番地、片岡工業株式会社。代表取締役、片岡暉雄。

この入札につきましては、電子入札システムによる制限付一般競争入札により落札者を決定しました。今回の主な制限は、一宮町建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、最近の経営事項の建築工事に係る総合評点値が860点以上で、千葉市、市原市、茂原市、いすみ市、長生郡内に本店がある者とし、5月1日現在の名簿登載者のうち有資格者は16社でした。

入札は、6月3日から5日まで受け付けをしまして、締め切り後、開札した結果、予定価格税抜き1億1,760万に対し、1億1,750万で入札した片岡工業株式会社を落札者に決定し、6月6日付で消費税を含み1億2,337万5,000円で仮契約を締結いたしました。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(森 佐衛君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

中村議員、どうぞ。

- ○13番(中村新一郎君) ちょっと教えてもらいたいんですけれども、契約金額が1億二千 三百何ぼとなる。予定価格が1億1,700万、これはどういう意味を持っているのか教えても らいたい。この差額。
- ○議長(森 佐衛君) お答え願います。 総務課長。
- ○総務課長(峰島 清君) 実は、この入札価格には消費税が入っておりませんので、消費税 を入れますと、この額になります。
- ○議長(森 佐衛君) よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第3号 一宮小学校屋内運動場耐震改修工事契約についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第13、議案第4号 平成25年度一宮町一般会計補正予算(第2次) 議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長、お願いします。

○総務課長(峰島 清君) それでは、議案つづりの8ページをお開きください。

議案第4号 平成25年度一宮町一般会計補正予算(第2次)議定について、ご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

平成25年度一宮町の一般会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,103万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,988万1,000円とするものでございます。

16ページをお願いいたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

16ページの2款総務費から23ページの9款教育費までにつきましては、各ページとも右ページの説明欄により説明をさせていただきます。

初めに、17ページですが、一番上の総務事務運営費の24万円は、時事通信社がインターネットを通じて提供する、行財政情報サービスに伴う利用料です。これは千葉県町村会からの100%補助です。

次に、町有財産管理運営費の149万2,000円のうち、町有地落石防止壁設置工事の129万2,000円は、洞庭湖手前の町有地の山林が土砂崩れにより、隣接民家に支障を来しているために、落石防止工事を行うものでございます。

中ほどの新庁舎建設事業の2,001万3,000円は、既存浄化槽の解体及び建設箇所内の埋設物のインフラ切り回しとして、電気設備、給排水設備、新設配管工事、防災工事などを行うものです。

その下のコミュニティー助成事業の170万円は、矢畑区より地域の活性化などを図るために申請のありましたお祭りの笛、太鼓、はんてんなどの購入に伴う助成事業です。これは財団法人自治総合センターのコミュニティー助成事業として100%補助です。

次に、大塚実海と緑の基金の3,000万円は、シーサイドオーツカの大塚会長より3,000万円の寄附をいただいたため、基金へ積み立てするものでございます。

次に、子ども・子育て支援対策事業の283万2,000円のうち報酬の49万円は、子ども・子育て会議委員の報酬、そして委託料の229万5,000円は、子ども・子育て支援対策事業計画ニーズ調査業務委託料です。

19ページをお願いいたします。

一番上の予防接種事業の22万8,000円と、その下の母子保健事業の57万5,000円及び健康増進事業の22万2,000円は、保健師1名が欠員のため、予防接種など事業ごとに保健師、または看護師を雇い上げ、事業を行うものです。

次に、中ほどの有害鳥獣対策事業の705万4,000円は、一宮町有害鳥獣対策協議会へイノシシなどの有害鳥獣を捕獲するための電気柵や箱わなを購入するため、補助金として650万

4,000円と猟友会への補助金55万円です。

なお、有害鳥獣を捕獲するための650万4,000円は、国からの全額補助金です。

次に、消費者行政活性化事業の72万4,000円は、継続事業として県の6月補正により事業が決定したため、補正するもので、今回はパンフレット、うちわ等の啓発物資を購入するものです。これも県の100%補助となります。

一番下の道路新設改良工事の718万円のうち工事請負費の707万7,000円は、広域水道部の 水道管布設工事に伴い、舗装復旧工事を負担金として徴収し、町が施工するものです。

次に、21ページをお願いいたします。

学校支援事業の187万9,000円は、パニックなどを起こす生徒を支援するため、特別支援教育支援員を一宮中学校1人、一宮小学校1人の計2名を配置するためのパート職員の賃金と保険料です。

その下の東浪見小学校管理運営事業の130万円は、平成25年3月の検査で点検業者より、 高圧受電線腐食のための緊急改修の指導を受けたため、ケーブルの取りかえをするものです。

1つ飛びまして、東浪見小学校教育振興事業の78万円と一宮小学校教育振興事業の83万 1,000円と、その下の教育振興事業の94万2,000円は、一宮中学校教育振興事業であり、3小 中学校で観察実験の充実を図るため、国の補助事業を活用し備品等を購入するもので、国か らは2分の1の補助です。

次に、14ページをお開きください。

歳入につきましてご説明をいたします。

歳入の14款の国庫支出金から20款の諸収入につきましては、15ページの説明欄等により説明をさせていただきます。

15ページの一番上の環境費補助金の650万4,000円は、国から一宮町有害鳥獣対策協議会へ 鳥獣被害防止対策事業としての交付金です。

教育費補助金の127万5,000円は、各小中学校で備品を購入するための国からの理科教育設備整備費等補助金です。

商工費補助金の96万4,000円は、パンフレットやうちわなどの啓発物資の購入等に伴う、 千葉県消費者行政活性化基金事業としての県の補助金です。

一般寄附の3,000万円は、大塚実氏からの寄附金です。

庁舎建設基金繰入金の2,001万3,000円は、庁舎建設基金から一般会計は繰り入れするものです。

繰越金の1,365万7,000円は、前年度繰越金です。

雑入の861万8,000円のうちコミュニティー助成事業助成金の170万円は、財団法人自治総合センターより矢畑区のお祭り関係の助成金と舗装復旧工事の負担金667万8,000円は、広域市町村圏組合からの負担金です。

次に、行財政情報サービス利用助成金の24万円は、町村会からの助成金となります。 説明につきましては、以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第4号 平成25年度一宮町一般会計補正予算(第2次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

\_\_\_\_\_

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第14、議案第5号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計 補正予算(第1次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

牧野住民課長、どうぞ、お願いします。

○住民課長(牧野一弥君) 議案つづりの28ページをお開きください。

議案第5号平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1次)議定について、 ご説明申し上げます。

29ページをごらんください。

平成25年度一宮町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,947万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,450万3,000円とするものでございます。

それでは、36ページ、37ページをお願いいたします。

まず、歳出でございますけれども、2款保険給付費、1項療養給付費、1目の一般被保険 者療養給付費でございますが、補正額としまして1,947万6,000円でございます。

次に、前のページ、34、35ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税で1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、補正額1,696万2,000円、2目の退職被保険者等国民健康保険税、補正額251万4,000円、合わせまして1,947万6,000円、こちらにつきましては、税率改正に伴う増額分でございます。

以上、よろしくお願いします。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

14番、秋場博敏君、どうぞ。

○14番(秋場博敏君) これは、先ほどの税率改正に伴う補正予算であり、引き上げでありますので、反対いたします。

本来であれば、一般会計から繰り入れて、この程度のお金は補填すべきであります。以上です。

○議長(森 佐衛君) 賛成討論。

5番、袴田 忍君、どうぞ。

○5番(袴田 忍君) 議案第5号、平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1次)について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険制度は、誰もが安心して医療を受けることができる制度ですが、少子高齢化

や低所得者層の増加による税収の伸び悩み、医療費の増加などさまざまな問題を抱えています。このような厳しい状況の中で、医療給付費の増が見込まれ、国保特別会計の療養給付費の不足分を財源確保するため、保険税率改正による保険税の増分に充てるものであり、国保特別会計運営の安定化を図るため、この補正予算については適切であると判断し、賛成いたします。

○議長(森 佐衛君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第5号 平成25年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(森 佐衛君) 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、玉川孫一郎君、お願いいたします。

○町長(玉川孫一郎君) 人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

推薦する方は、継続してお願いしたい、一宮町一宮9,440番地の1、河野久代さんです。 生年月日は、昭和17年2月4日でございます。

河野さんは、一宮町の職員として42年間勤務し、保育所長を歴任し、平成14年3月に退職 いたしております。

また、一宮町社会教育指導員及び地域福祉権利擁護事業における生活支援員の経験を生かし、今後も活躍が期待されます。人格、識見ともにすぐれた方でございます。法務大臣から平成19年7月1日に人権擁護委員として委嘱され、2期目の任期が終了することになります。今回、3期目の選任をお願いしたく推薦するもので、任期は3年間でございます。

よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(森 佐衛君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、討論を省略いたします。 お諮りいたします。河野久代さんを適任とすることに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(森 佐衛君) 起立全員。

よって、本議会の河野久代さんに対する意見は適任と決しました。

日程追加のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時35分

\_\_\_\_\_\_

再開 午後 2時59分

○議長(森 佐衛君) 再開いたします。

\_\_\_\_\_

◎日程の追加

○議長(森 佐衛君) お諮りいたします。発議第1号から発議第3号までを日程第16から日程第18として日程に追加し、お手元に配付いたしました追加日程のとおり議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認めます。よって、日程第16から日程第18までを日程に追加し、お手元の追加日程表のとおり議題とすることに決定いたしました。

\_\_\_\_\_

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第16、発議第1号 TPP交渉参加に関する意見書を議題といた します。

提案理由の説明を求めます。

提出者、14番、秋場博敏君、どうぞ。

○14番(秋場博敏君) 発議第1号 TPP交渉参加に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。 平成25年6月18日提出。

提出者、一宮町議会議員、秋場博敏、賛成者、一宮町議会議員、吉野繁徳、賛成者、一宮町議会議員、鵜沢一男、賛成者、一宮町議会議員、小安博之、賛成者、一宮町議会議員、鵜沢清永。

一宮町議会議長、森 佐衛様。

TPP交渉参加に関する意見書。

本文は省略をさせていただきます。

政府は、TPPについて、わかりやすく情報を公開し、お互いの国家主権、食糧主権を尊重し、国の文化や伝統を認め合う、ルールの確立を要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月18日。

千葉県一宮町議会議長、森 佐衛。

内閣総理大臣、安倍普三様、農林水産大臣、林 芳正様、経済産業大臣、茂木敏充様、外務大臣、岸田文雄様、内閣府特命担当大臣、甘利 明様、衆議院議長、伊吹文明様、参議院議長、平田健二様。

以上です。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第16、発議第1号 TPP交渉参加に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

\_\_\_\_\_

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第17 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、6番、鵜野澤一夫君、どうぞ。

○6番(鵜野澤一夫君) 発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。 平成25年6月18日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫、賛成者、一宮町議会議員、髙梨邦俊、賛成者、一宮町議会議員、島﨑保幸、賛成者、一宮町議会議員、鶴岡 巖、賛成者、一宮町議会議員、秦 重悦、賛成者、一宮町議会議員、藤乗一由。

一宮町議会議長、森 佐衛様。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

内容につきましては、さきの請願書と同様ですので、省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月18日。

千葉県一宮町議会議長、森 佐衛。

内閣総理大臣、安倍普三様、財務大臣、麻生太郎様、文部科学大臣、下村博文様、総務大臣、新藤義孝様。

以上です。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第17、発議第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。 可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(森 佐衛君) 日程第18、発議第3号 国における平成26年度教育予算拡充に関する 意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、6番、鵜野澤一夫君。

○6番(鵜野澤一夫君) 発議第3号 国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書。 上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。 平成25年6月18日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫、賛成者、一宮町議会議員、髙梨邦俊、賛成者、一宮町議会議員、島﨑保幸、賛成者、一宮町議会議員、鶴岡 巖、賛成者、一宮町議会議員、秦 重悦、賛成者、一宮町議会議員、藤乗一由。

一宮町議会議長、森 佐衛様。

国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書。

内容につきましては、さきの請願書と同様ですので、省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月18日。

千葉県一宮町議会議長、森 佐衛。

内閣総理大臣、安倍普三様、財務大臣、麻生太郎様、文部科学大臣、下村博文様、総務大臣、新藤義孝様。

以上です。

○議長(森 佐衛君) ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより日程第18、発議第3号 国における平成26年度教育予算拡充に関する意見書を採 決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森 佐衛君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。 可決した意見書は、後日、関係行政庁に提出いたします。

## ◎閉会の宣告

○議長(森 佐衛君) 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。 これをもちまして、平成25年第2回一宮町議会定例会を閉会といたします。 本日はどうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時08分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成25年 月 日

一宮町議会議長